

太子町次世代育成支援行動計画（後期計画）

（素案）

平成22年3月
兵庫県太子町

目 次

第1章 総論

第1節 計画の概要

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画策定にあたって	2
5 計画の進行管理	3

第2節 太子町の子どもと家庭の現状

1 人口等の状況	4
2 産業等の状況	12
3 就学前・小学校児童の人口推計	13
4 アンケート調査結果	14

第2章 計画の基本方向

第1節 計画の基本的な考え方

1 出産・子育てをめぐる課題	17
2 計画の基本理念	18
3 計画の目標	18

第2節 今後の施策の展開

施策体系図	20
-------	----

第3章 各論

第1節	安心して家庭で子育てができる環境の整備	-----	24
第2節	仕事と生活が調和したゆとりある子育て環境づくりの推進	-----	37
第3節	健やかな子どもを育てる保健・医療体制の充実	-----	49
第4節	子どもたちがのびのびと育つ環境づくりの推進	-----	56
第5節	たくましい「たいしっ子」を育てる教育の充実と次代の親の育成	-----	61

第1節 計画の概要

1 計画策定の趣旨

近年、合計特殊出生率（1人の女性が生涯に生む平均子ども数）は、低下の一途をたどっており、平成17年には人口動態統計を取り始めて以来、初めて総人口が減少に転じ、出生数及び合計特殊出生率が過去最低を記録しています。

さらに、平成18年に国立社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の将来推計人口」では、2055年でも合計特殊出生率は1.26とされ、現在のままでは一層の少子高齢化が進行するとの見通しが示されました。

これらの「少子化」は、遊び仲間の減少などにより、子どもたちの社会性、自立性が育ちにくくなるといった影響や、若年労働力の減少による経済力の低下、社会保障にかかわる現役世代の負担増大、人口の減少、高齢化の進行とあいまって、社会全体の構造や活力に重大な影響を及ぼすものと予想されています。

このような状況の中、国は社会全体で子育てを支援していく姿勢を打ち出すため、少子化対策に関し、国、地方公共団体、事業主等の責務を明らかにした「次世代育成支援対策推進法」を制定し、「少子化社会対策基本法」の理念を具体化するために地方公共団体や事業主に対して行動計画の策定を義務づけました。また、平成19年には「子どもと家族を応える日本」重点戦略を打ち出し、「就労」と「結婚・出産・子育て」の二者択一ではなく、「働き方の改革による仕事と生活の調和」と、それにともなう「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」について、できるだけ速やかに軌道に乗せることの重要性が示されました。さらに、平成19年には就労による経済的自立が可能な社会、多様な生き方・働き方が選択できる社会を目指し、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス憲章）」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」をとりまとめ、少子化に歯止めをかけるための総合的な取り組みを進めているところです。

本町においても平成17年3月に「太子町次世代育成支援行動計画」を策定し、保育環境の整備や仕事と子育てが両立可能な環境整備、地域全体で子育て家庭を支援する体制の整備を進めることにより、安心して子育てができるよう施策を推進しているところですが、国の趣旨に呼応し、職場や地域全体で子育てを支援していく社会、また、包括的な次世代育生支援の枠組みを構築し、活力ある地域社会を維持するとともに、子どもを産み育てられることに夢と希望を持てる社会づくりを目指し、「太子町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

この計画は、平成17年3月に策定した「太子町次世代育成支援行動計画（平成17～21年度）」の進捗状況を踏まえ、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化、住民ニーズの変化に対応するため、「次世代育成支援対策の実施に関する計画」（次世代育成支援対策推進法第8条第1項）の後期行動計画として策定するものです。

また、本町における総合的な少子化対策、子育て支援対策の基本的指針であり、単なるビジョンではなく、毎年度の予算要求、実施計画策定のベースとなるものです。

さらに、次世代育成支援対策推進法による「行動計画策定指針」を踏まえ、「第4次太子町総合計画」等、既存の各種関連計画とも整合性を図りました。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成21年度（2010年）から平成25年度（2014年）までの5か年とします。

4 計画策定にあたって

(1) ニーズ調査の実施

計画の策定にあたり、就学前児童及び小学校児童の保護者を対象に、子育ての実態、意見・要望等を把握するため、太子町次世代育成支援に関するニーズ調査（以下アンケート調査）を実施しました。

対象者	調査基準日	調査方法	配布数	回収数	回収率
町内在住の就学前児童の保護者	H21.2.1	郵送による配布・回収	2,400	879	36.6%
町内在住の小学校児童の保護者	H21.2.1	郵送による配布・回収	2,400	790	32.9%

(2) ヒアリング調査の実施

計画策定に先立ち、児童館及び保育所を利用している子どもの保護者、民生委員児童委員へのヒアリングを実施し、本町の子育て支援施策全般に関わる課題や問題点とそれに対する意見等の把握に努めました。

(3) 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、審議機関として「保健福祉審議会」に諮り、生活福祉部社会福祉課を事務局として計画の審議、検討を行いました。

5 計画の進行管理

(1) 施策推進のための協議

本計画の進捗状況を把握するために、関係機関による実施状況の点検、評価を行いながら計画を推進していきます。

(2) 事務局の設置

本計画の推進にあたっては、生活福祉部社会福祉課が事務局となり、関連する他の部門、関係機関との連携を図りながら、総合的な子育て支援体制の確立を推進していきます。

(3) 当事者の意見・要望の把握

当事者の意見・要望を実施事業に随時反映させるため、子育て中の保護者や事業主へのヒアリング、懇話会の開催による意見の聴取を必要に応じ実施します。

(4) 計画の修正・見直し

この計画は5年を1期とするものであり、今回の計画期間は平成21年度から平成25年度までとします。また、行動計画策定指針に即して次世代育成支援対策のための平成17年度から平成25年度までの10年間の集中的・計画的な取り組みを推進するための後期計画にあたるものですが、社会的動向等を考慮しながら必要に応じて見直すこととします。

第2節 太子町の子どもと家庭の現状

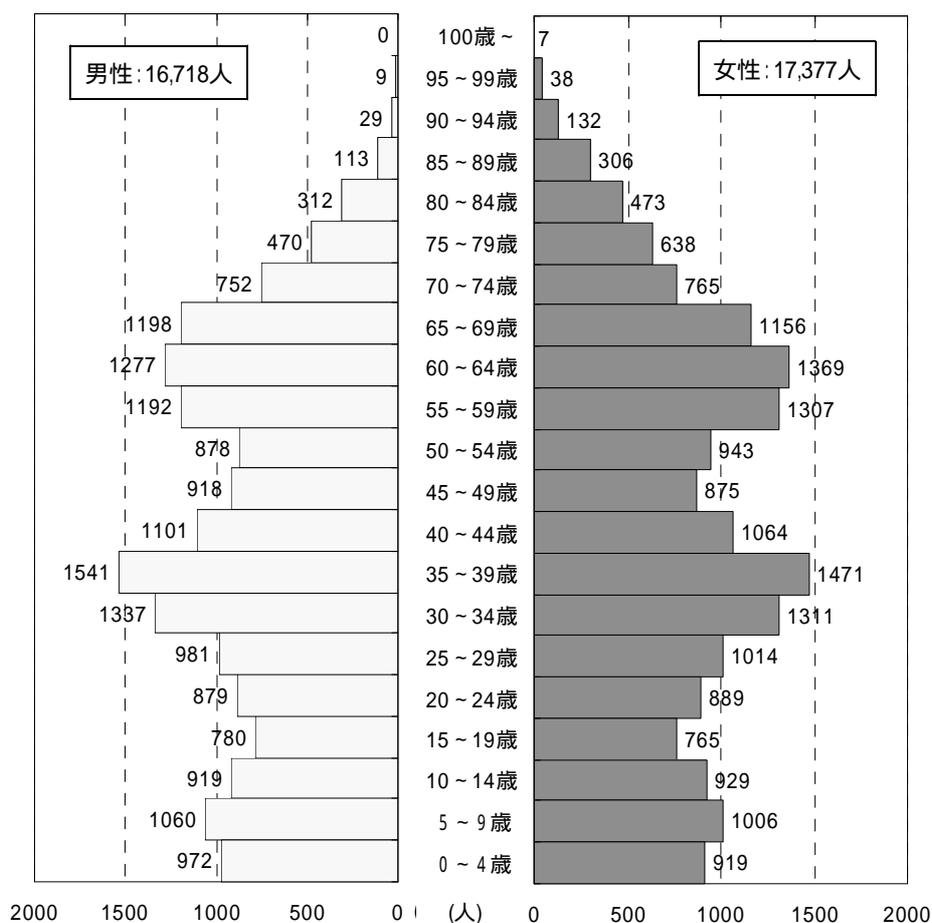
1 人口等の状況

(1) 人口構成

住民基本台帳からみた本町の平成21年10月1日現在の総人口は、男性16,718人、女性17,377人の計34,095人です。人口構成は65歳以上の高齢者が全体の18.8%を占めており、5年前の平成16年4月の高齢化率14.6%から4.2ポイント増加しています。

また、55～57歳の第1次ベビーブーム世代を中心とした年齢階層と、30～33歳の第2次ベビーブーム世代を中心とした年齢階層の人口が多くなっているため、凹凸をもつピラミッドとなっています。

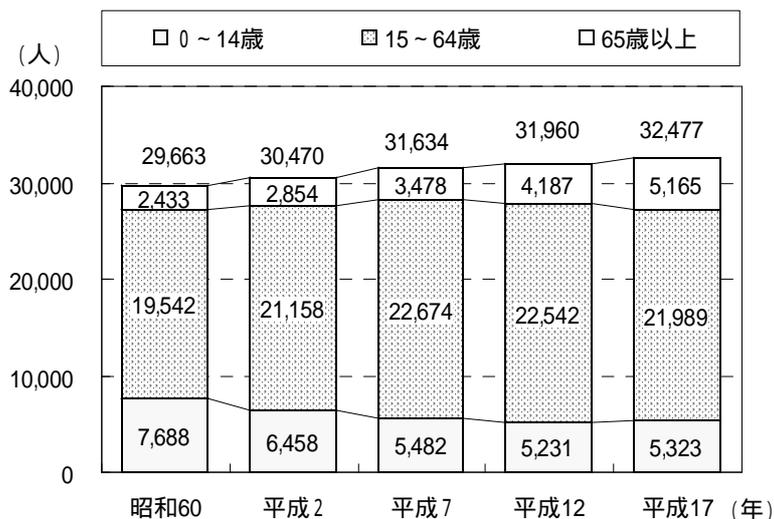
14歳以下の年少人口比率は17.0%となっており、15～19歳から5～9歳の年齢階層に向けて人口が増加していますが、0～4歳では再び減少に転じています。



資料：太子町民課（平成21年10月1日現在）

(2) 年齢区分別人口の推移

国勢調査から本町の人口推移をみると、昭和60年の29,663人から平成17年には32,477人へ2,814人増加しています。また、年齢区別に推移をみると、0～14歳の年少人口は、昭和60年から平成12年にかけて減少傾向が続いていましたが、平成17年には増加に転じています。65歳以上の老年人口は、昭和60年の2,433人から平成17年は5,165人へ大幅に増加しています。

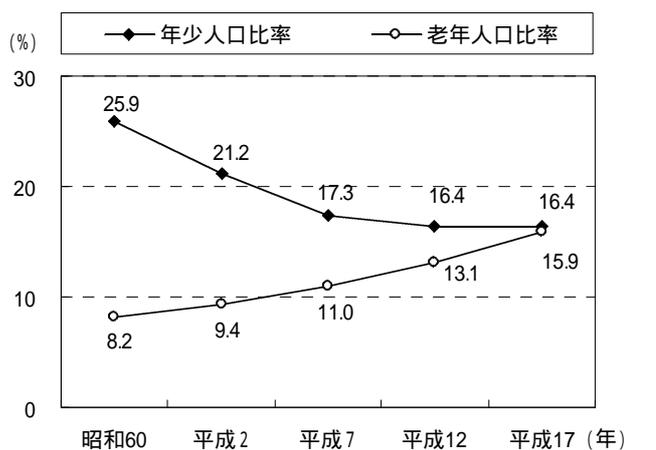


資料：国勢調査

(3) 年少人口及び老年人口比率の推移

0～14歳の年少人口が総人口に占める割合を示す年少人口比率は、昭和60年の25.9%から急速に減少していますが、平成7年以降おおむね横ばい傾向が続いています。これに対して、65歳以上の老年人口が総人口に占める割合である老年人口比率は、昭和60年から急上昇を続けています。

平成17年には年少人口比率と老年人口比率がほぼ同じとなっており、少子高齢化が急速に進んでいることがわかります。



資料：国勢調査

(4) 低年齢人口の推移

国勢調査結果から0歳から11歳までの低年齢人口の推移をみると、昭和55年から一貫して減少が継続しています。平成17年には3,421人となっており、30年間で46.6%もの大幅な減少となっていることがわかります。

昭和55年から平成17年にかけて年齢階層別に増減の推移をみると、乳児（0～2歳）と幼児（3～5歳）は、平成7年以降増加に転じていることから、2割程度の減少にとどまっていますが、6歳を超える就学年齢では、低学年と高学年のいずれも4割近い減少となっています。

（単位：人）

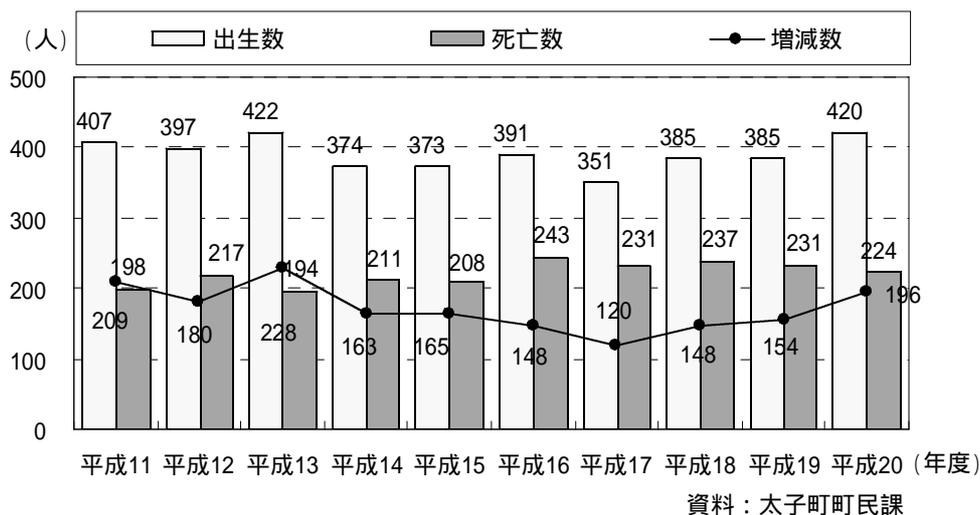
	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
0歳児	437	353	304	311	374	352
1歳児	458	360	351	348	410	368
2歳児	475	387	326	270	344	360
乳児(0～2歳)	1,370	1,100	981	929	1,128	1,080
3歳児	519	411	373	306	351	422
4歳児	504	438	359	306	334	425
5歳児	572	480	398	324	327	356
幼児(3～5歳)	1,595	1,329	1,130	936	1,012	1,203
6歳児	602	490	395	370	348	411
7歳児	607	537	406	349	289	349
8歳児	616	555	430	375	302	378
低学年(6～8歳)	1,825	1,582	1,231	1,094	939	1,138
9歳児	578	542	448	383	327	335
10歳児	538	620	491	421	322	326
11歳児	474	632	507	404	382	331
高学年(9～11歳)	1,590	1,794	1,446	1,208	1,031	992
合計	6,380	5,805	4,788	4,167	4,110	3,421

資料：国勢調査

(5) 人口の自然動態

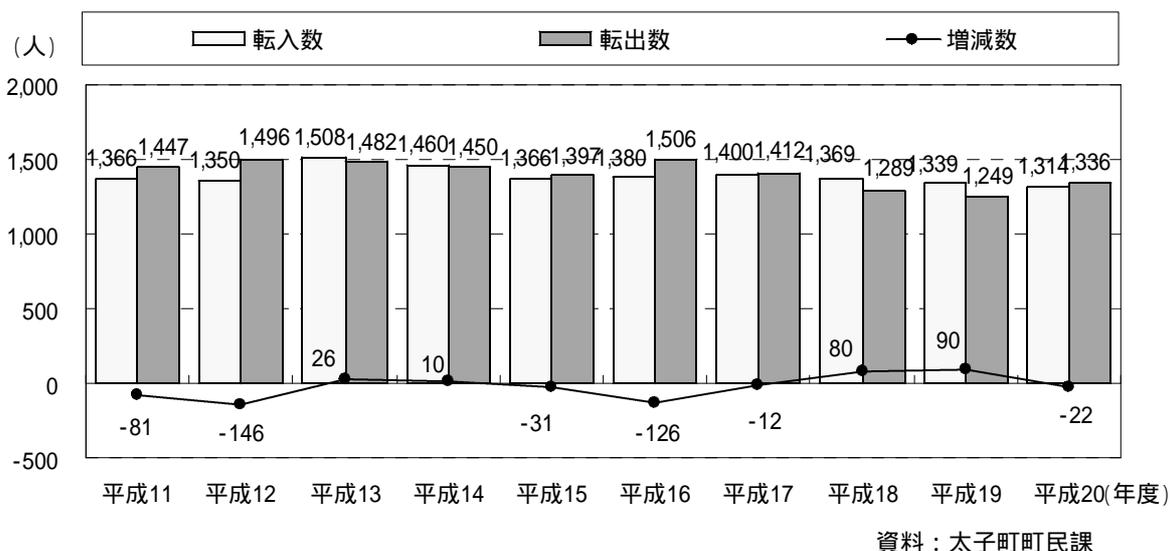
平成11年度から平成20年度までの人口の自然動態をみると、出生数が死亡数を上回る自然増が続いています。平成13年度が自然増のピークでその後は緩やかな縮小傾向が見られましたが、平成17年度から再び拡大基調となっています。

出生数についても平成17年度から緩やかな増加傾向が見られます。



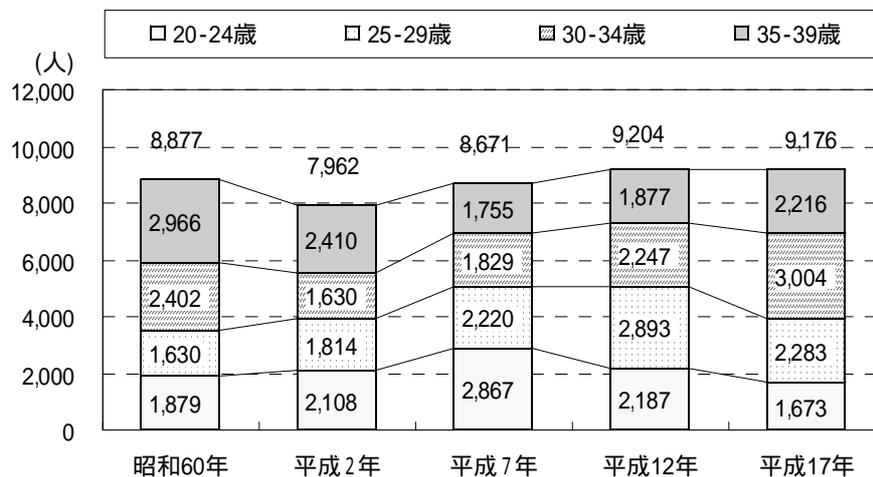
(6) 人口の社会動態

平成11年度から平成20年度までの人口の社会動態をみると、転入数が転出数を上回る社会増と転出数が転入数を上回る社会減が年度によって交互に現れており、平成11年度以降の10か年でみるとおおむね横ばい傾向が続いていると言えます。



(7) 20～39歳人口の推移

いわゆる結婚適齢期とされる年齢階層（20～34歳）を含む20～39歳の人口の推移をみると、昭和60年に8,877人から平成2年の7,962人へ減少していますが、その後は増加に転じ、平成17年には9,176人となっています。

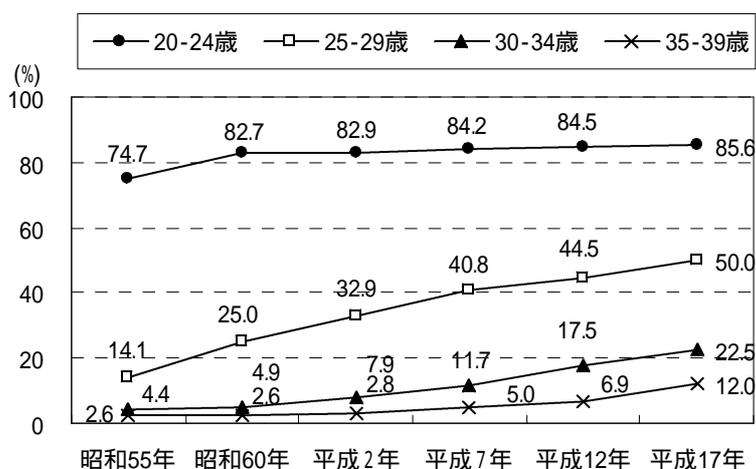


資料：国勢調査

(8) 未婚率の推移

女性の未婚率推移

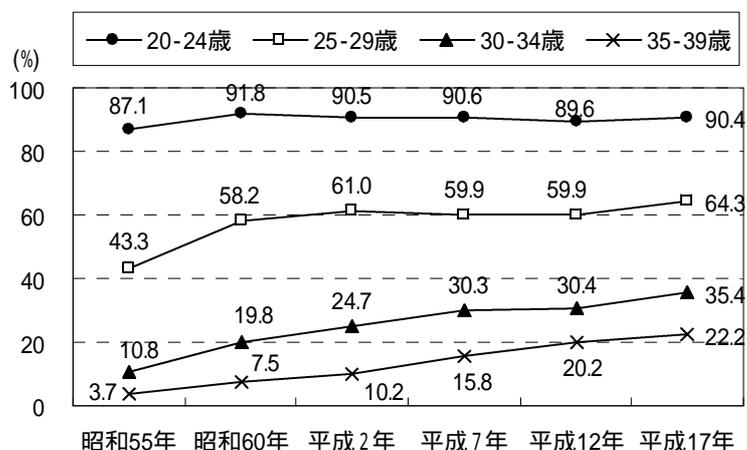
昭和55年から平成12年までの女性の未婚率の推移を5歳階層別にみると、すべての年齢階層で上昇傾向がみられます。特に25～29歳の未婚率の上昇は著しく、平成17年には50.0%まで上昇し、30～34歳についても平成17年には2割を超えるなど、女性の晩婚化傾向が継続していることがわかります。



資料：国勢調査

男性の未婚率推移

男性の未婚率の推移についても、多くの年齢階層で上昇傾向となっていることから、女性と同様に男性についても晩婚化の傾向がみられます。

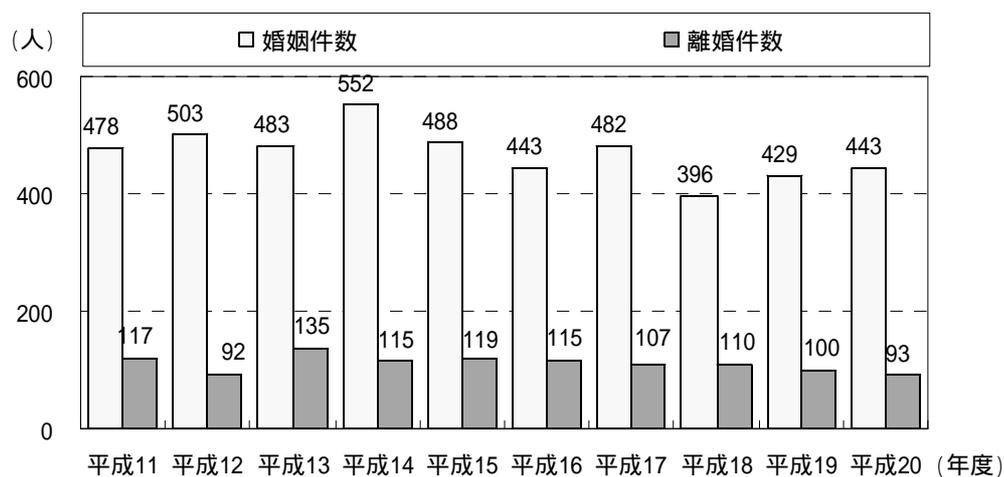


資料：国勢調査

(9) 婚姻・離婚件数

婚姻件数は、平成18年度に400件を下回り、平成11年度から平成20年度の10年間で最も減少しましたが、その後は増加傾向となっています。

一方、離婚件数についても年度により増減があるものの、平成11年度から平成15年度まではおおむね横ばい傾向となっています。

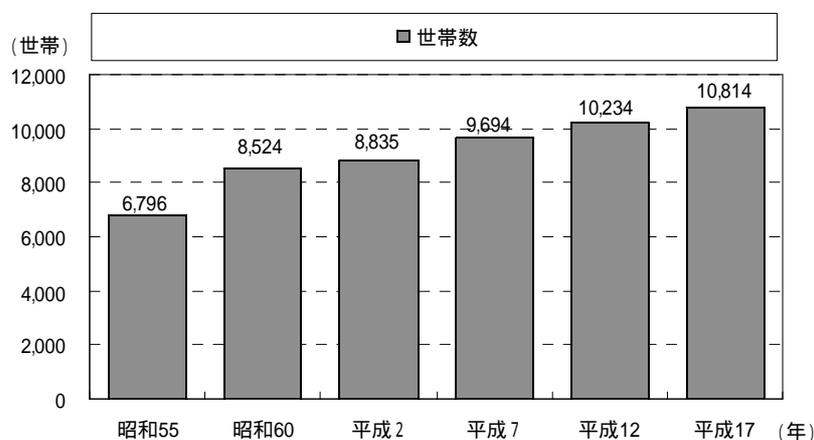


資料：太子町町民課

(10) 世帯の状況

世帯数の推移

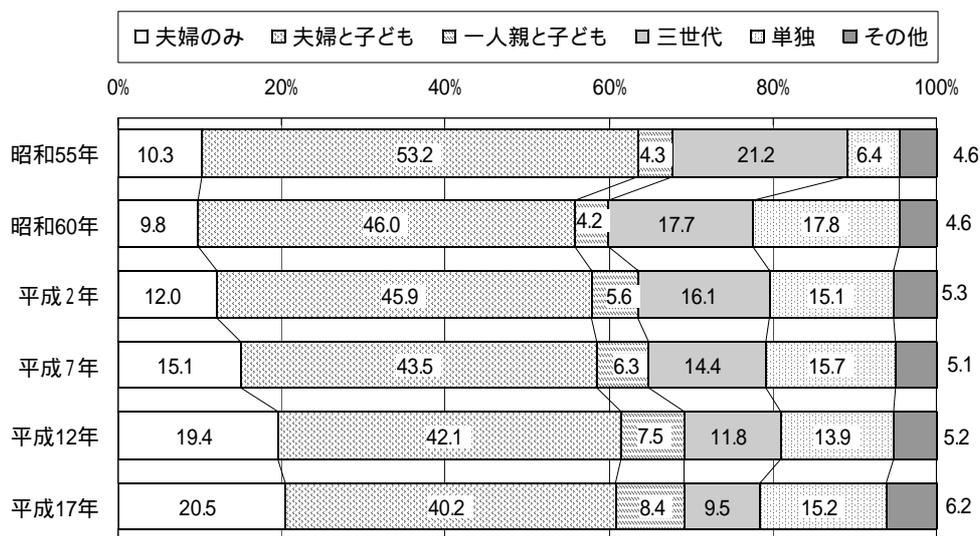
世帯数の推移をみると昭和55年の6,796世帯から平成17年には10,814世帯へ増加しており、世帯数は増加傾向にあることがわかります。



資料：国勢調査

家族類型の推移

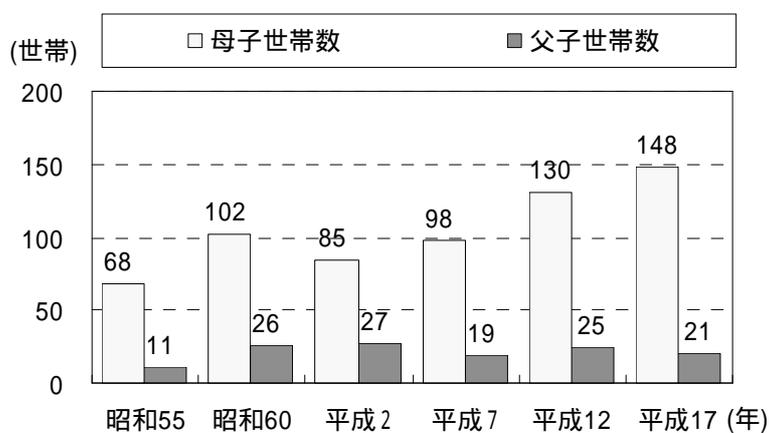
家族類型別に割合の推移をみると、「夫婦のみ」世帯の増加傾向が続いており、平成17年には2割を超えています。一方、「三世帯」世帯は減少し1割を下回っています。また、「一人親と子ども」世帯の増加傾向も顕著となっています。



資料：国勢調査

母子世帯・父子世帯数の状況

昭和55年から平成17年までの母子世帯数と父子世帯数の推移をみると、父子世帯についてはおおむね横ばい傾向が続いてますが、母子世帯については平成2年以降増加が続いています。

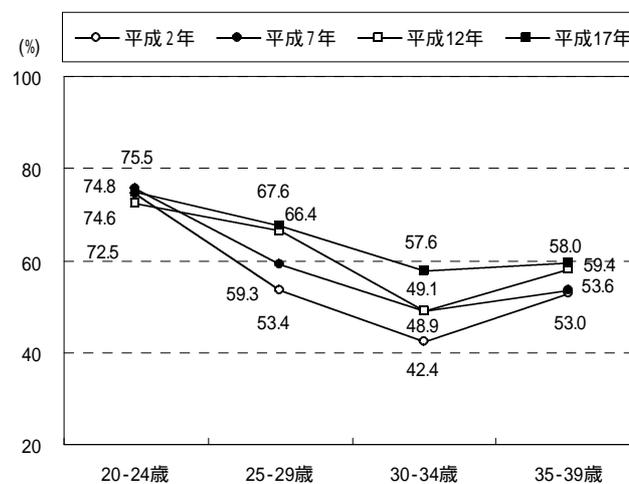


資料：国勢調査

2 産業等の状況

(1) 女性の労働力率

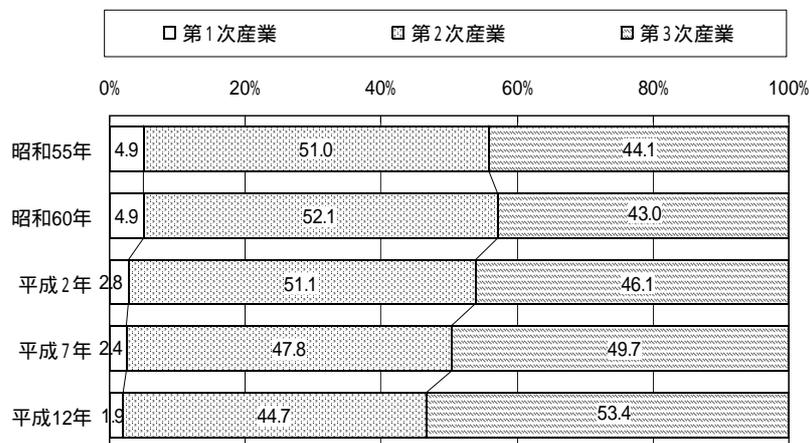
20歳から39歳までの女性の労働力率（15歳以上人口に占める、15歳以上の就業者、休業中の者及び完全失業者の割合）をみると、平成12年から平成17年にかけて特に30歳から34歳の年齢階層において割合が上昇し、平成17年では6割近い女性が就労していることがわかります。また、その他の年齢階層についても、高い割合で就労していることがわかります。



資料：国勢調査

(2) 産業構造の推移

産業構造の推移をみると、第3次産業人口の割合が増加し続けており、平成17年には5割を超えています。



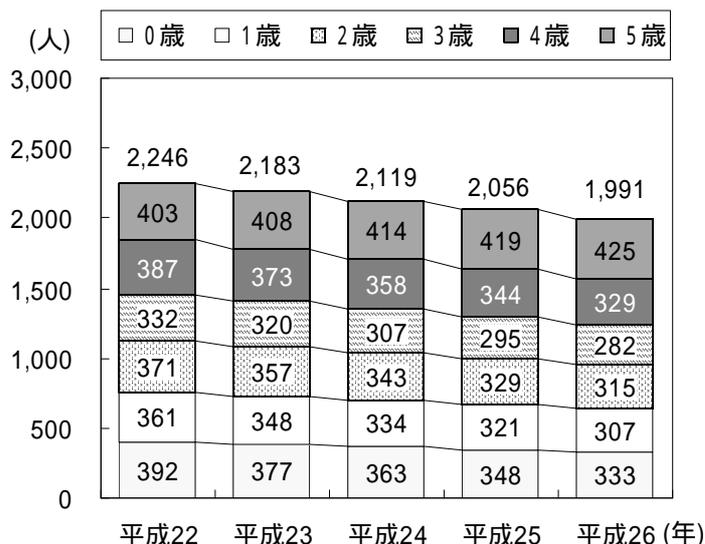
資料：国勢調査

3 就学前・小学校児童の人口推計

住民基本台帳を基に、コーホート変化率法を用いて算出した平成22年から平成26年までの推計人口は以下のとおりです。

(1) 就学前児童の人口推計

0歳から5歳までの就学前児童の推計人口をみると、平成22年は2,246人ですがその後は減少することが見込まれ、平成26年には1,991人と推計されます。



(2) 小学校児童の人口推計

6歳から11歳までの小学校児童の推計人口をみると、平成22年以降は大幅な増減は無く、横ばい傾向が続くことが見込まれます。



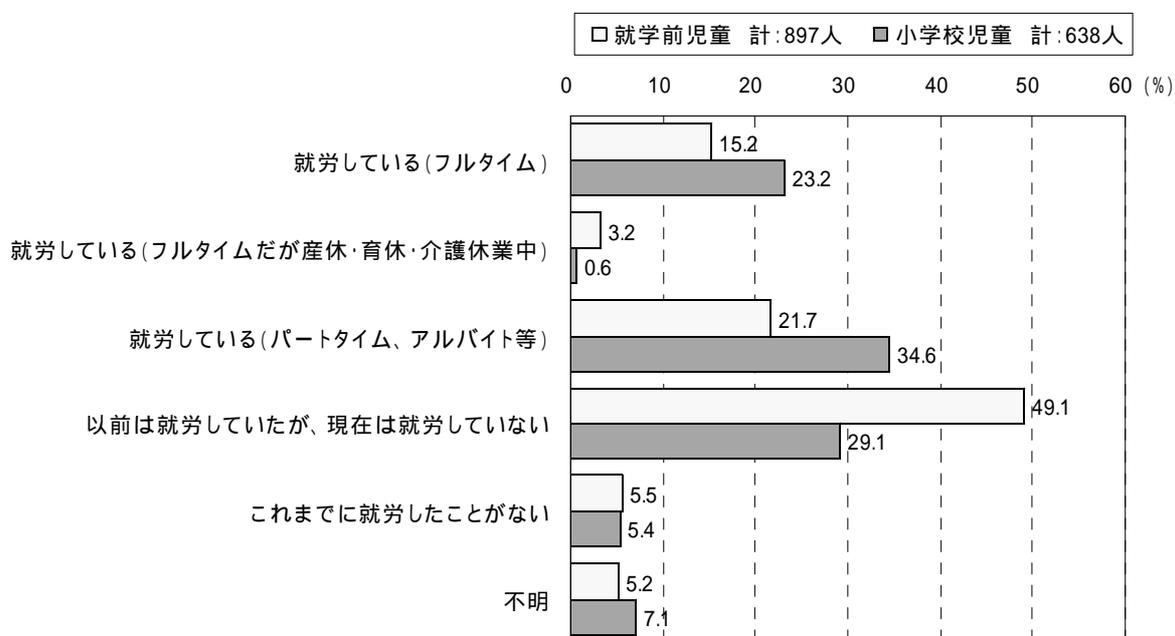
コーホート変化率法とは人口推計の手法のひとつで、人口を5歳ごとの年齢階級で区分し、2つの時点（5年間）の男女別・年齢階級別人口から、人口変動の変化率（コーホート変化率）を求め、各年齢階級の人口に変化率を乗じて5年後の将来人口を推計するものです。

4 アンケート調査結果

(1) 母親の就労状況

母親の就労状況を尋ねたところ、就学前児童では「以前は就労していたが、現在就労していない」と回答した人が最も多く49.1%となっていますが、産休や育休中を含め、現在なんらかの就労をしていると回答した人も全体の40.1%となっています。

また、小学校児童の保護者ではパートタイム、アルバイト等で就労していると回答した人が34.6%で最も多く、産休や育休中を含めなんらかの就労していると回答した人は全体の58.4%となっていることから、子育てをしながら仕事をしている母親の占める割合は高く、仕事と子育てを両立させるための育児支援が重要となっています。

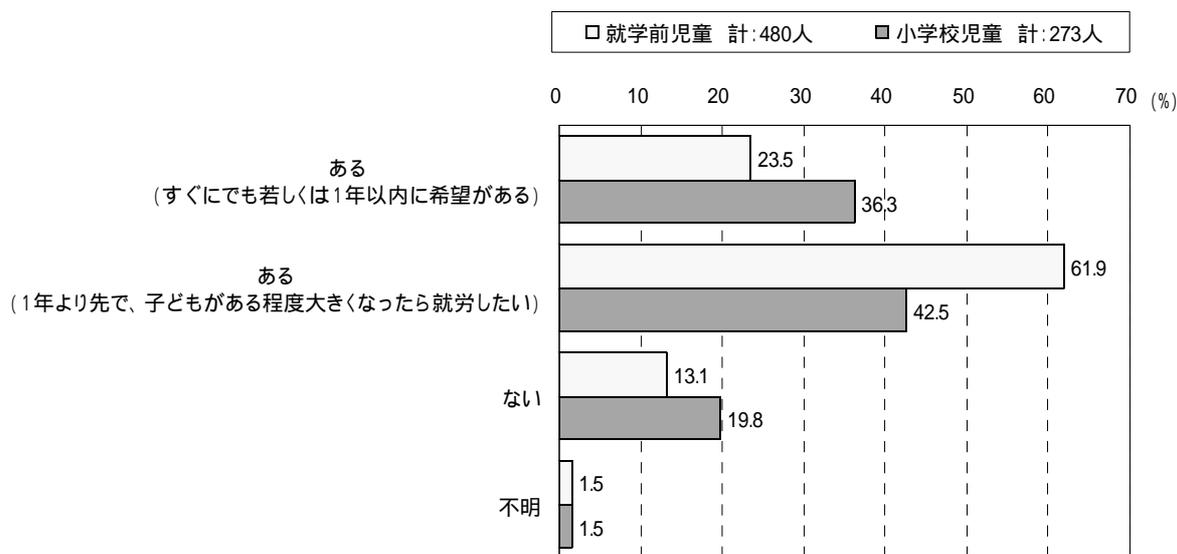


資料：太子町次世代育成支援に関するニーズ調査

(2) 母親の就労意向

現在就労していない母親の就労意向を尋ねたところ、「ある」と回答した人の割合は就学前児童の保護者で85.4%、小学校児童の保護者では78.8%となっており、現在就労していない保護者でも就労を希望する人の割合が非常に高いことがわかります。

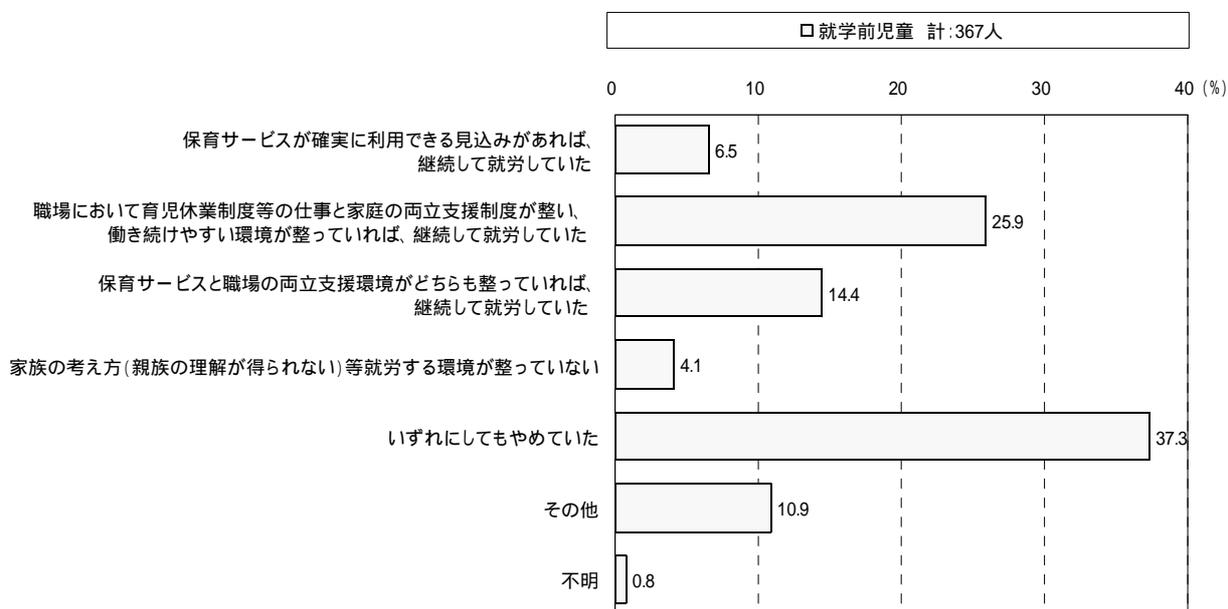
特に小学校児童の保護者では、就労を「すぐにでも若しくは1年以内に希望がある」と回答した人が36.5%となっており、就労と子育てが両立できる生活環境の実現が重要となっています。



資料：太子町次世代育成支援に関するニーズ調査

(3) 仕事と家庭の両立を支援する保育サービスや環境について

就学前児童の保護者のうち出産前後の1年間で離職した人に、就労を継続するためにはどのような子育て支援が必要であったか尋ねたところ、「いずれにしてもやめていた」と回答した人が最も高くなっていますが、「職場において仕事と家庭の両立支援制度が整い、働き続けやすい環境が整っていれば継続して就労していた」が25.9%、次いで、「保育サービスと職場の両立支援環境がどちらも整っていれば継続して就労していた」が14.4%となっているのに対し、「保育サービスが確実に利用できる見込みがあれば、継続して就労していた」は6.5%にとどまっていることから、子育てと仕事の両立を支援するためには、保育サービスを充実させるだけでなく、職場における子育て支援も非常に重要であることがわかります。



資料：太子町次世代育成支援に関するニーズ調査

第1節 計画の基本的な考え方

1 出産・子育てをめぐる課題

(1) 仕事と生活との調和

共働き世帯の増加や核家族化などに伴う様々な保育ニーズに適切に対応し、就労と出産・子育ての二者択一となりがちな状況を解消し、仕事や社会活動と生活との調和を推進していくことが極めて重要となっています。そのことから、保育サービス内容の拡充と、それらのサービスの多様で柔軟な提供が求められています。

また、事業主は子育てをする労働者が子育てに伴う喜びを実感しつつ、仕事と生活の調和の実現を図るという観点から、個々の企業の実情に合った効果的な取り組みを労使で話し合いながら、性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力に応じた様々な働き方や生き方の実現に向けて地域とともに取り組んでいくことが重要な課題となっています。

(2) 子育てコストの増大

経済的な生活水準の向上や子どもの高学歴化等により、一人の子どもを育てるためにかかる費用はさらに増加しつつあります。

保育所の保育料については、共働き世帯の負担感、とりわけサラリーマン世帯の負担感が大きいとの指摘もあります。

また、養育費や教育費の負担が大きいなど、経済的な負担を理由に、子どもを産み育てることに喜びを感じられない保護者も多くいます。

(3) 子育てのための生活環境の変化

身近な遊び場の減少や少子化のために、子どもたちが外で集まって遊ぶことが少なくなっています。その代わりに塾や習い事に忙しい、あるいは遊びについてもコンピューターゲームやパソコンなど家の中での遊びが多い、といったように子どもたちの遊び環境は大きく変化しています。また、外遊びにおいても子どもたちが犯罪などに巻き込まれるなどの社会的な出来事もみられており、犯罪などから子どもたちを守り、安全を確保するための取り組みが求められています。

(4) 育児に対する不安、ストレス

核家族化の進行や地域コミュニティの希薄化等のために、育児について身近な相談相手がなく、家庭で子育てをしている保護者が育児不安を感じたり、ストレスを抱え込むなどのケースが増えていることから、男性を含めたすべての人が、仕事と生活のバランスがとれる多様な生き方を選択できるようにすることが重要であり、また、そのための「働き方の見直し」を進め、男女が助け合いながら楽しく子育てのできる、ゆとりある家庭づくりを支援することが必要です。さらに、子育てをしている保護者に対する適切な相談や助言、子育て支援事業等に関する情報の提供がきめ細やかに行われることが求められています。

2 計画の基本理念

子どもを生み育てることは、父母等の保護者が子育てについての最も基本的な義務を有することは当然ですが、太子町に住むすべての子どもたちの自立を支援し、次世代の担い手として心豊かに、たくましく主体的に生きていく力を育てていくことが大切なことであると言えます。

このため、これを単に子育て家庭や保護者の問題としてのみとらえるのではなく、地域社会全体で支えていくという意識の醸成や仕組みづくりを進めていくことが必要です。

このことから、誰もが安心して子どもを生み、喜びや楽しみを持ちながら子育てができる、またすべての子どもが心豊かに育っていけるよう、環境や条件づくりに積極的に取り組んでいけるまちづくりを進めます。

3 計画の目標

「太子町次世代育成支援行動計画」(前期計画)に引き続き次の5つの目標を掲げて推進していくこととします。

(1) 安心して家庭で子育てができる環境の整備

子育ての経験や知識、知恵が、世代間で十分に伝承できないといったことに対応するため、保育所や幼稚園、子育て学習センター等の社会資源を活用し、子育てに関する相談・支援体制や情報提供の充実を図るとともに、児童虐待防止対策の充実や母子家庭等の自立支援を進めます。

(2) 仕事と生活が調和したゆとりある子育て環境づくりの推進

共働き家庭の増加、就労形態の多様化に対応していくため、保育所定員、延長保育、一時預かりの充実など、利用者の生活実態に応じた多様な選択が可能な環境づくりを推進するとともに、性別にかかわらず働き方の見直しなどによる仕事と生活との調和を推進し、就労と出産・子育ての二者択一ではない家事・育児等のバランスがとれる多様な生き方が選択できるよう、事業主や地域が相互に連携し協力し合いながら、安心して子育てができる環境の整備に努めます。

(3) 健やかな子どもを育てる保健・医療体制の充実

安心して妊娠、出産、育児ができるよう、母と子の健康づくりの一貫した母子保健体制の充実を図ります。

また、疾病や障害の早期発見、早期治療・療育の充実に努めるだけでなく、子どもたちの健康の維持増進のために、健康教育等による健全な生活習慣の啓発を図るとともに、思春期保健対策についても充実を図ります。

(4) 子どもたちがのびのびと育つ環境づくりの推進

子どもだけでなく高齢者も含め、すべての町民が安全に外出を楽しむことができるように、道路交通環境や公共施設等のバリアフリー化を進めるとともに、子どもたちが犯罪などの被害にあわないよう防犯対策を進め、すべての人にやさしく安全な環境づくりを推進します。

また、豊かな情操とたくましい子どもを育てるために、子どもたちが安心してのびのびと遊べる公園等の遊び場や児童館の整備に努めます。

(5) たくましい「たいしっ子」を育てる教育の充実と次代の親の育成

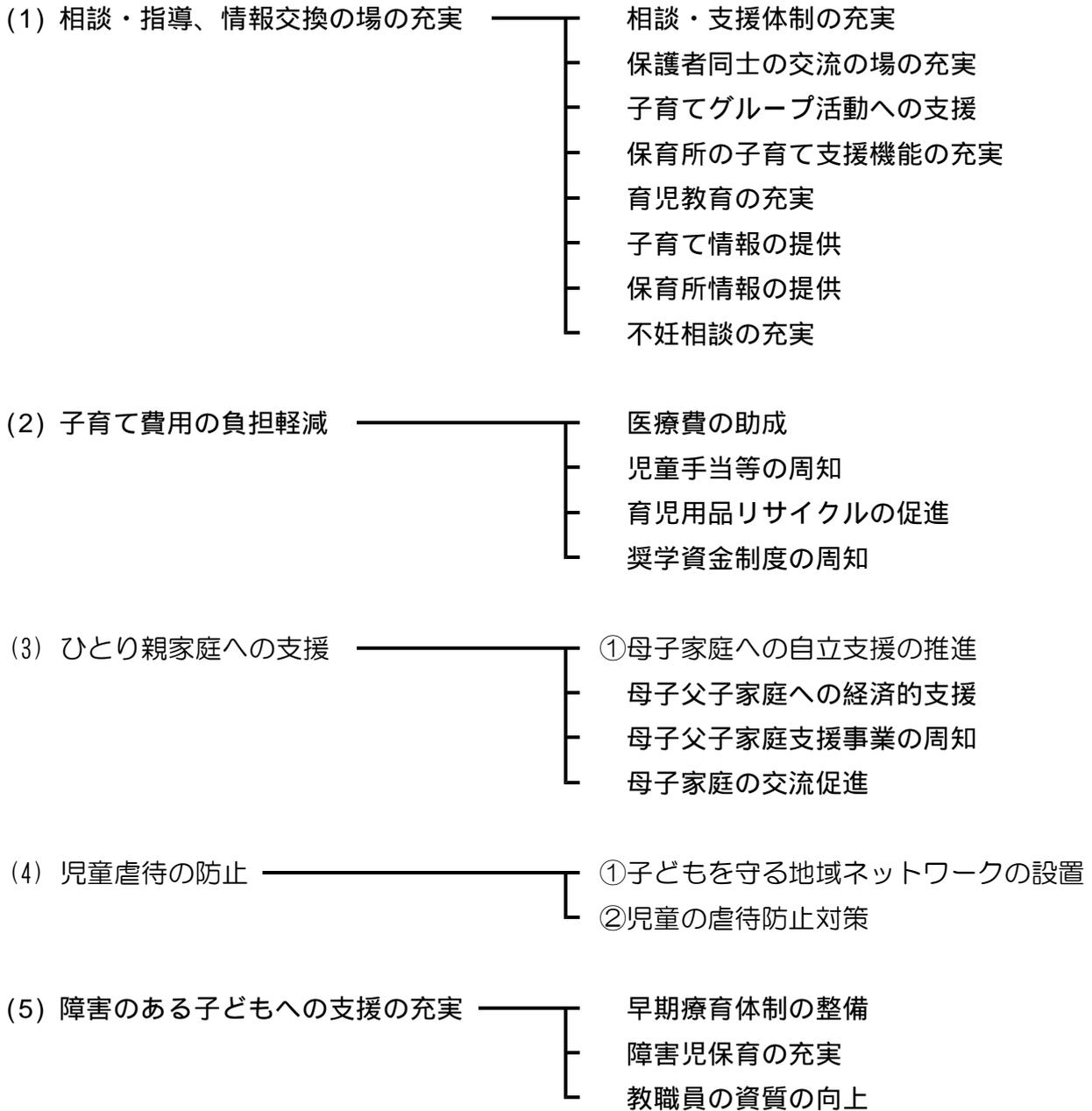
子どもたち一人ひとりの個性を大切にしながら、次代の担い手である心豊かでたくましい「たいしっ子」を育むために、心の教育、体の育成、特色・活力のある教育を推進するとともに、地域に信頼される学校づくりを推進します。

また、特に中学・高校生が将来子どもを産み育てることの喜びや意義、そして子どもや家庭の大切さを理解できるようにするための教育、啓発等を推進し、次代の親の育成を進めます。

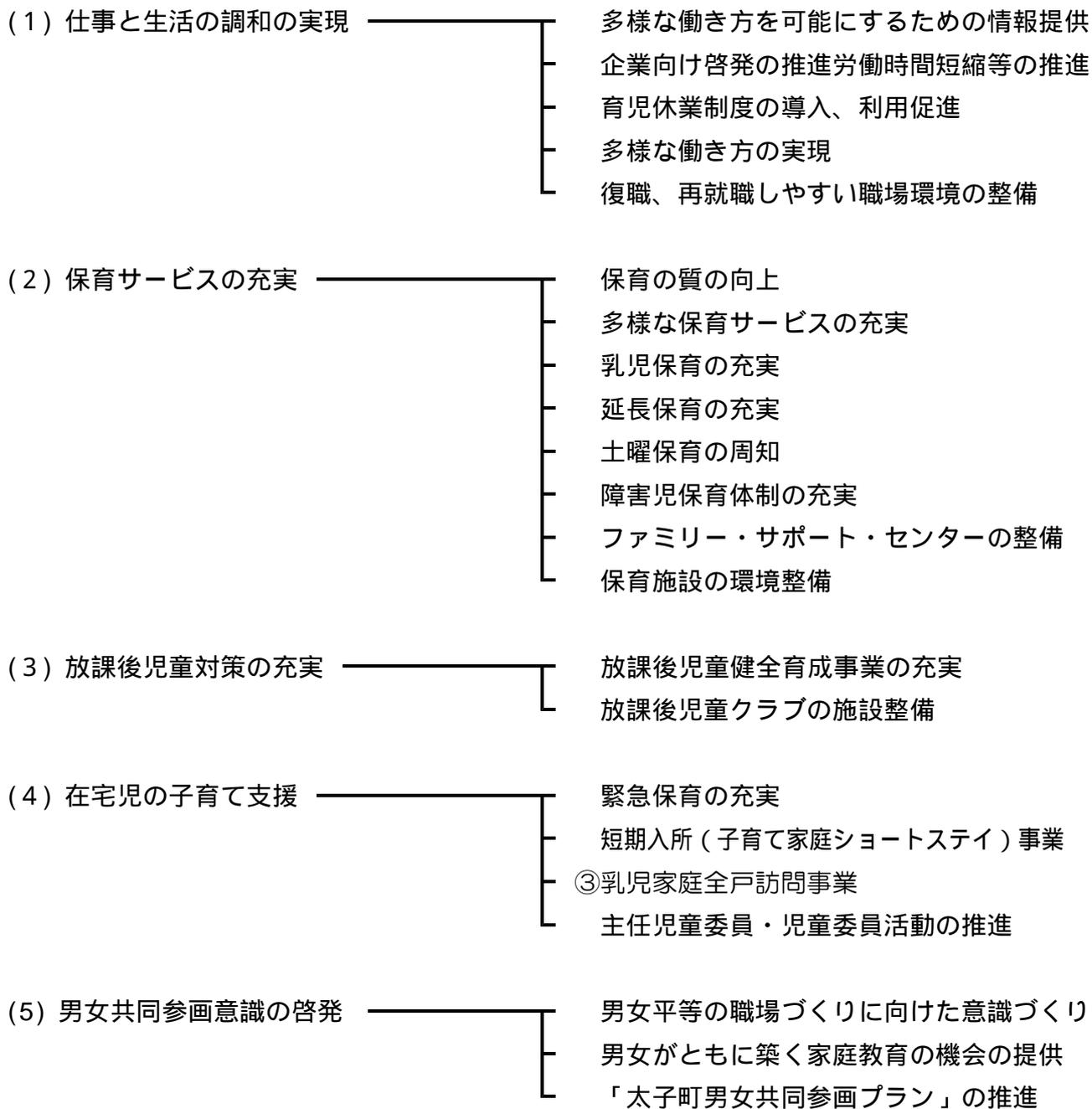
第2節 今後の施策の展開

施策体系図

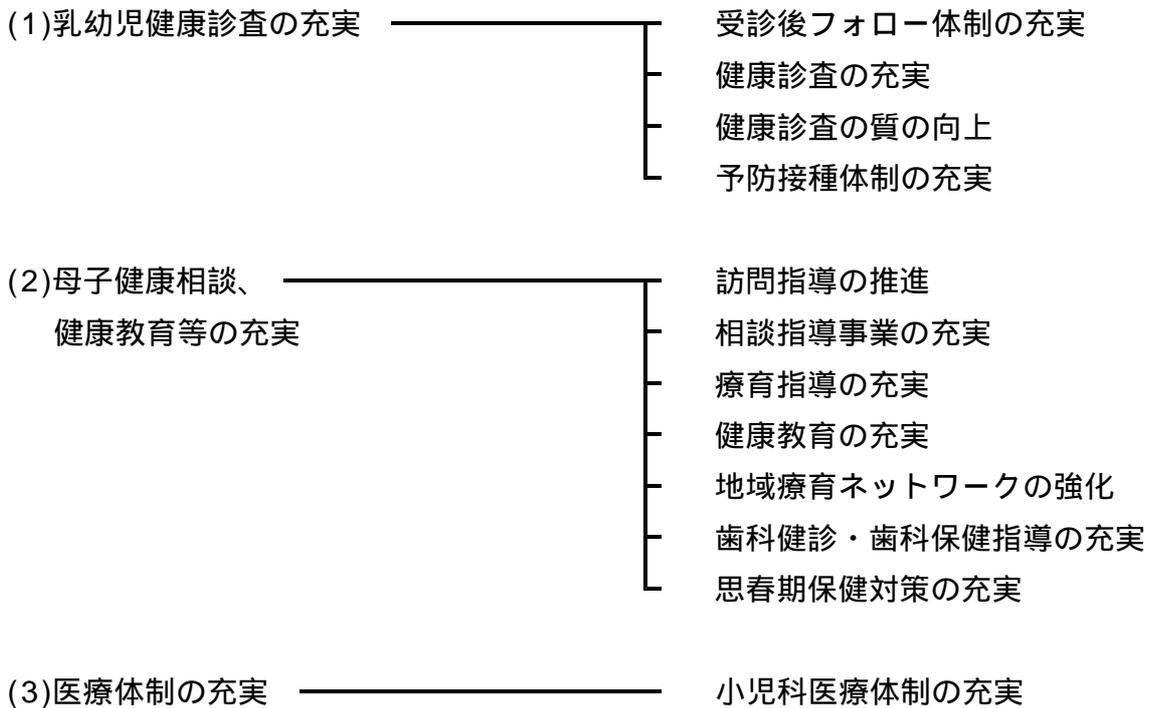
1 . 安心して家庭で子育てができる環境の整備



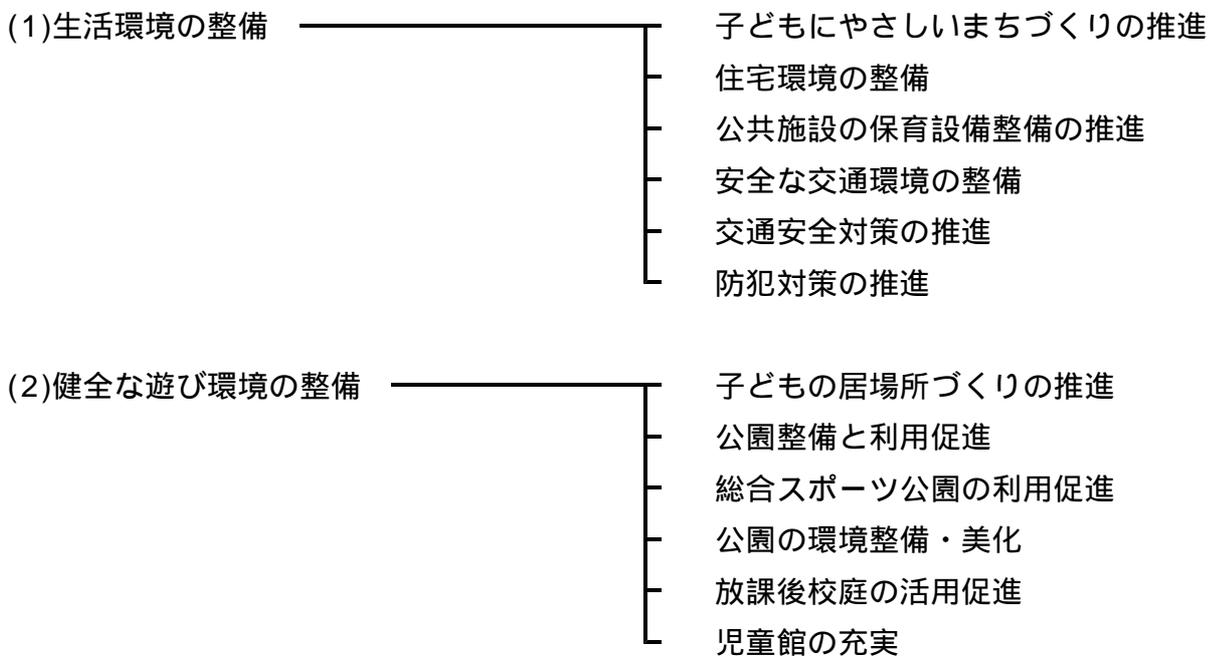
2. 仕事と生活が調和したゆとりのある子育て環境づくりの推進



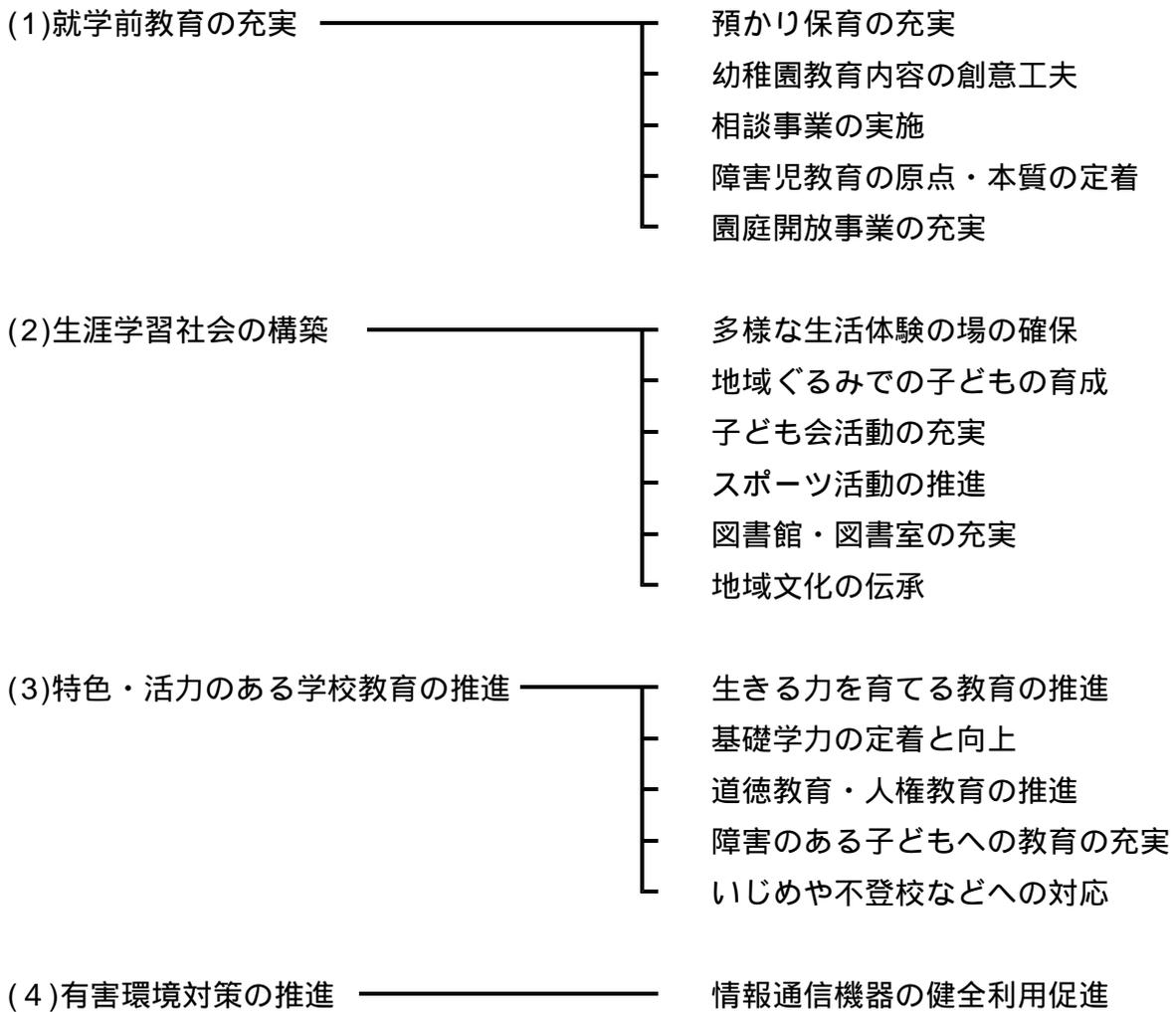
3 . 健やかな子どもを育てる保健・医療体制の充実



4 . 子どもたちがのびのびと育つ環境づくりの推進



5 . たくましい「たいしっ子」を育てる教育の充実と次代の親の育成



第1節 安心して家庭で子育てができる環境の整備

【現状と課題】

(1) 相談・指導、情報交換の場の充実

少子化や核家族化が進み、子どものいる家庭が周りに少なくなっていることや、近所づきあい、地域のつながりといったものが希薄化しつつあることで、子育て中の家庭では子育てについての実際的な知識や方法が学びにくくなっていることが考えられます。また、子育てに関する情報が得られにくいといった状況が生じることで、孤立感や育児不安の増大が懸念されます。

本町では育児や子育てに関する不安感や負担感を解消し、ゆとりのある子育てを支援するために、いつでも気軽に育児の悩みを相談し、適切なアドバイスが受けられる各種相談窓口の設置や育児教育、親同士の交流の場等の充実を図っています。

保健福祉会館では保健師・栄養士などによる「乳幼児相談」を開催し、乳幼児の発達相談や離乳食、歯に関する相談などに応じるとともに、子育てや健康に不安のある方を対象に、月2回「まちの保健室（一般健康相談）」を開催して、保健師が乳幼児等の健康や発達・育児に関する相談に応じています。

また、子どもを持ちたくても持てない不妊等の相談についても、随時窓口・電話相談を受け、必要に応じて医療機関や県の実施する不妊専門相談窓口を紹介しています。

各保育所では子育て協力委員による育児相談を受け付け、子育て学習センターでも月曜日から金曜日の毎日、両親教育インストラクターによる「子育て相談」を実施しており、育児や子育てに関する悩み相談を受け付けています。さらに、いじめや不登校に悩む児童やその保護者に対する相談窓口として、学校教育指導員により「たいしっ子悩み相談・教育相談」を開設し、悩みの相談を受け付けています。

親や子ども同士が交流する場としては、児童館の母親クラブや子育て学習センターの子育てグループがあり、いずれも参加者数の増加傾向がみられます。

さらに、主任児童委員、児童委員は地域におけるよりよい子育て環境づくりのためのネットワークを育て、様々な児童の問題に対応できるよう、関係機関とのパイプ役になって活動しています。

(a) 子育て相談（子育て学習センター）の状況

（単位：件）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
心身障害相談	2	4	0	2	2
育児相談	14	67	36	37	10
健康相談	2	4	4	4	1
その他	8	2	5	8	9
合計	26	77	45	51	22

資料：太子町教育委員会社会教育課

(b) たいしっ子悩み相談・教育相談の状況

（単位：件）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
相談件数	12	11	13	11	15

資料：太子町教育委員会管理課

(c) 乳幼児相談の状況

（単位：人）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
対象者	378	368	377	373	398
受診者	352	352	357	355	382
受診率	93.1%	95.7%	94.7%	95.2%	96.0%

資料：太子町保健福祉会館

(d) 新生児・乳幼児訪問相談の状況

（単位：件）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
訪問件数	284	354	422	384	269

資料：太子町保健福祉会館

(e) まちの保健室の状況

（単位：回、人）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
開催回数	24	24	24	23	22
利用者延べ人数	984	1,273	1,374	1,416	1,175

資料：太子町保健福祉会館

(f) 母親クラブ(児童館)の状況

(単位:クラブ、人)(各年4月1日現在)

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
クラブ数	1	1	1	1	1
会員数	112	93	105	109	119

資料:太子町社会福祉課

(g) 子育てグループ(子育て学習センター)の状況

(単位:グループ、人)(各年度3月31日現在)

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
グループ数	7	7	7	7	7
登録者数	358	440	430	404	445
来所者数	9,158	9,885	10,522	11,085	10,984

資料:太子町教育委員会社会教育課

(2) 子育て費用の負担軽減

子育て家庭の医療費負担の軽減を図るために実施している乳幼児医療費の助成については、平成19年度から小学校3学年修了前までに支給対象年齢を拡大しています。また、国による児童手当制度も平成19年度から小学校修了まで対象年齢が引き上げられるとともに、平成20年度からは、3歳未満児童について一律に支給金額が引き上げられています。

しかし、子育てをしている保護者にとって、子育てに関する経済的負担が大きいことはヒアリング調査においても多数聞かれました。特に医療費の負担軽減については、近隣市町から新たに本町へ転入してきた場合に制度の違いがあるなど、今後の負担軽減策のあり方についても検討を深めていくことが求められており、今後も医療費助成制度や児童手当等の諸制度の十分な周知を図ることが重要です。

その他、庁舎等の公的施設にはリサイクル用品を掲示するコーナーを設け、育児費用の負担軽減となるようリサイクルを支援しています。

育児にかかる経済的負担感が大きいため希望する子どもの数が持てなかったり、子どもを持つこと自体をためらう場合もあり、それが少子化の一因とも考えられることから、育児にかかる費用の負担軽減のための施策の充実は、引き続き家庭における子育て支援の重要課題の一つと言えます。

(a) 児童手当制度

制度の概要

名 称	対 象 者	金 額
児童手当	児童手当等は、小学校修了前の児童を養育し、前年の所得が一定額に満たない者	3歳未満 一律 10,000円/月 3歳以上 第1、2子 5,000円/月 第3子以降 10,000円/月

上記の対象者は平成19年度から適用

事業の実績

(単位：グループ、人)

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
対象者要件	小学校3学年 修了前まで	小学校3学年 修了前まで	小学校3学年 修了前まで	小学校修了 前まで	小学校修了 前まで (3歳未満児童増額)
支給件数	35,198	37,497	47,719	50,750	51,794
支給金額	194,850	207,470	263,900	326,940	342,285

資料：太子町社会福祉課

(b) 乳幼児医療費助成制度

制度の概要

名 称	対 象 者
乳幼児医療費助成制度	0歳児及び保護者等の前年の所得が一定額に満たない 小学校3学年修了前までの児童

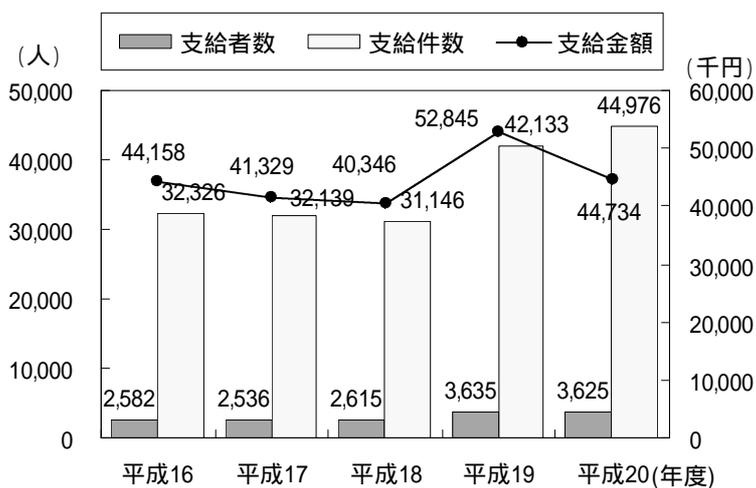
事業の実績

(単位：人、件、千円)

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
対象者要件	小学校就学前まで	小学校就学前まで	小学校就学前まで	小学校3学年 修了前まで	小学校3学年 修了前まで
支給者数 (3月末現在)	2,582	2,536	2,615	3,635	3,625
支給件数	32,326	32,139	31,146	42,133	44,976
支給金額	44,158	41,329	40,346	52,845	44,734

資料：太子町町民課

乳幼児医療費助成の実績



(3) ひとり親家庭への支援

近年、離婚の増加によりひとり親家庭の増加がみられるなか、ひとり親家庭の児童の健全な育成を図るため、経済的支援の総合的な対策を進めていく必要があります。

母子家庭への支援としては、児童扶養手当の支給や母子(寡婦)福祉資金の貸付があります。また、町独自の事業として、「太子町明るく健康な家庭を推奨する要綱」に基づき、ひとり親家庭の児童に対して小・中学校入学時及び中学校卒業時に祝品の贈呈を行っています。

今後もこれらの事業の周知を図るとともに、経済的な支援だけでなく、自立・就業といった支援を主眼におきつつ、相談体制や情報提供の充実を進めていくことが重要となっています。

(4) 児童虐待の防止

近年、県のこども家庭センターにおける児童虐待に関する相談処理件数は増加の一途をたどっています。「ひょうごの児童相談」によると、虐待に関する相談件数は平成21年度に1,557件となっており、平成11年度の518件から10年間で3倍を超える急激な増加となっています。

「虐待」には、子どもに暴力をふるうこと(身体的虐待)や、子どもを大人の性的欲求の対象とすること(性的虐待)、子どもの生育に必要な世話や愛情を与えないこと(ネグレクト)、子どもに対して極端な心理的外傷を与えること(心理的虐待)などがあるとされ、比較的発覚しやすい身体的虐待が多く報告される傾向にあります。

児童虐待では、虐待により死に至るケースも多いことから、早期に発見するための体制づくりと、子どもの保護とともに保護者に対する心のケアがますます重要となっています。

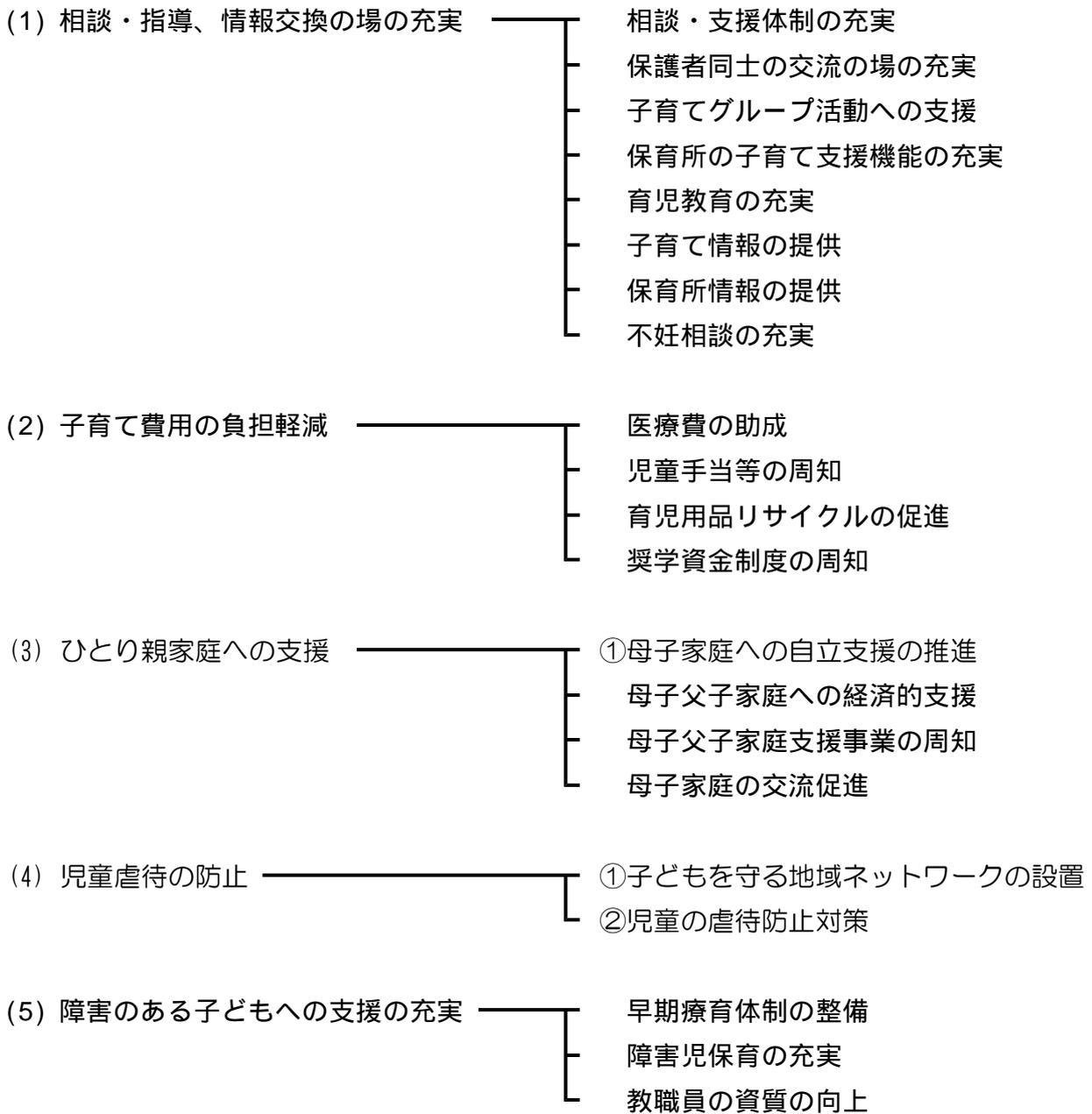
本町では、保健師による訪問や乳幼児健診等の機会をとらえ、養育支援の必要な家庭を早期に把握し、異変の早期発見に努めるとともに、相談体制の整備や、学校や保育園、主任児童委員、児童委員、保健師等からなる子どもを守るためのネットワーク体制を強化しながら、医療機関や近隣市町を含めた効果的な情報提供・共有体制の構築が急務となっています。

(5) 障害児への支援の充実

障害児の発達レベルや障害の状態は様々であり、一人ひとりに健やかな発達を支援するためにも、早期に障害を発見し、保健、医療、福祉、教育の各種施策を円滑に提供することが必要となります。また、適切な在宅サービスの提供や、障害の種類・状態、能力・適性に応じた就学支援を含めた教育的支援体制の整備・充実が重要であり、障害のために、その他の発達が妨げられることのないような教育指導体制の確立が求められます。

また、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥/多動性障害）、高機能自閉症などの発達障害についても、対象となる児童・生徒の一人ひとりの教育的ニーズを把握し、学習面や生活面における困難さを改善又は克服するための支援の充実が必要となっています。

【施策の体系】



【これからの取り組み】

(1) 相談・指導、情報交換の場の充実

相談・支援体制の充実

現在、様々な機関で行われている子育てに関する相談・支援事業の充実を図るため、地域における子育て支援サービスに関する情報を収集、提供するとともに、適切な助言・調整が図れる体制を整備します。

また、開設時間や場所も検討し、町民のニーズに合った相談体制の整備に努めます。さらに、電子メール等を活用した相談を受け付けるなど、柔軟な対応を図ります。

保護者同士の交流の場の充実

家庭で子育てをしている保護者が、社会から孤立したり、ストレスを感じることなく、生き生きと子育てができる地域コミュニティをつくるために、子育て学習センターの事業や児童館の母親クラブや社会福祉協議会のボランティアグループなどの保護者同士の交流の場や機会の充実を図ります。

子育てグループ活動への支援

自主的な子育てグループの結成を促すとともに、地域の身近な場所で活動ができるよう支援します。

また、保健師、保育士の専門スタッフの参加により、育児情報を提供したり、グループ活動の活性化を図ります。

保育所の子育て支援機能の充実

保育所を地域における子育て支援の場として相談事業や交流事業の充実を図ります。

育児教育の充実

育児に関する正しい知識や情報を広めるため、乳幼児期からの子どものしつけなど、育児に関する教室・講座の一層の充実を図ります。

子育て情報の提供

子育てに関連する行政サービスや施設、イベント情報等をパンフレットや広報紙などで提供していきます。

また、インターネットのホームページを利用した情報提供も検討していきます。

保育所情報の提供

各保育所の定員数や入所状況、特別保育の実施等の情報について、各保育所をはじめとする関係機関が随時最新の情報を提供できるよう努めます。

不妊相談の充実

不妊で悩む夫婦への支援として、随時の相談に応じるほか、県が実施している不妊専門相談や不妊治療費助成事業の周知に努めます。

(2) 子育て費用の負担軽減

医療費の助成

乳幼児医療費の助成を今後も継続するとともに、対象者等を含めた助成のあり方について検討していきます。

児童手当等の周知

児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の制度の周知を図ります。

育児用品リサイクルの促進

町の掲示板等を利用したリサイクル情報の提供を通じて、育児用品のリサイクルを支援し、育児費用の負担軽減をサポートします。

奨学資金制度の周知

教育費の負担軽減を図るために、各種奨学資金制度の周知を図ります。

(3) ひとり親家庭への支援

母子家庭への自立支援の推進

母子家庭が自立して生活し、家庭生活の安定と向上ができるよう、ハローワーク等との連携を深め就業支援の充実を図るなど、きめ細かな自立・就労支援を推進します。

母子父子家庭への経済的支援

母子(寡婦)福祉資金の貸付、母子家庭等医療費の助成、ひとり親家庭等の児童に入学祝品の贈呈による経済的支援を引き続き実施していきます。

母子父子家庭支援事業の周知

県が行っている母子家庭、寡婦または父子家庭への日常生活支援事業や、母子自立支援員による相談事業等について、その周知を図ります。

母子家庭の交流促進

太子町婦人共励会が母子家庭同士の仲間づくりを促進するために行っている交流会等を支援します。

(4) 児童虐待の防止

子どもを守る地域ネットワークの設置

児童虐待の発生予防をはじめ、早期発見・早期対応、保護・支援が速やかに行えるよう、主任児童委員、児童委員、保健福祉関係者、医療関係者、警察、学校、幼稚園、保育所等の関係機関との連携を深めながら「子どもを守る地域ネットワーク」を整備します。また、ネットワーク運営にあたっては、より専門性の高い職員を配置し、県が実施する講習会等への参加を促すなど、資質の向上と機能の強化を図ります。

児童の虐待防止対策

児童の健全な育成に重大な影響を及ぼす児童虐待を未然に防ぐために、育児相談や育児教育、保護者同士の交流の場を充実させ、保護者の育児不安や虐待等に早期に対応できるようにするとともに、健診や訪問時等に早期に発見できるよう努めます。

また、虐待の発見から迅速かつ的確な対応が取れるよう、こどもセンター（児童相談所）等の関係機関との連携を密にします。

(5) 障害のある子どもへの支援の充実

早期療育体制の整備

障害の早期発見から、療育へ速やかな対応が取れるよう、健康福祉事務所、医療機関等との連携を強化するとともに、医療、教育、行政等の障害児に関わる関係機関を含めた体制づくりを充実させます。

障害児保育の充実

障害児保育を行う保育所の保育体制を充実させ、一人ひとりの障害の特性を理解した保育が行えるよう、保育士に対し研修会等への参加を促します。

また、学童保育の場においても、障害のある子どもの受け入れ体制を整備していきます。

教職員の資質の向上

教職員の資質向上のため、特別支援教育を担当する職員の研修等を一層充実させ、LD（学習障害）やADHD（注意欠陥/多動性障害）、高機能自閉症など、一人ひとりのニーズに応じた適切な教育的支援を進めるとともに、全教職員に対して特別支援教育に関する学習会・研修会等への参加を促します。

第2節 仕事と生活が調和したゆとりのある 子育て環境づくりの推進

【現状と課題】

(1) 仕事と生活の調和の実現

日本の社会の中では、夫が働き、妻が専業主婦として家庭や地域で役割を担うとともに、家庭や家族よりも仕事を優先するという世帯の姿を前提としたものがいまだ多く残されています。しかし、仕事は日々の暮らしを支え、生きがいであると同時に家事や育児、地域社会とのつながりといった日々の暮らしも欠かすことができないものであり、仕事と生活の調和こそ、人生の豊かな生きがいや喜びにつながるものであると言えます。

女性の社会参加等が進み、夫婦共働き世帯が高い割合を占める今日では、働き方や生き方が多様化しているにもかかわらず、就労や子育て支援などの社会基盤は、必ずしもこうした変化に対応したものとなっていません。また、このような職場優先の考え方、男女の固定的な性的役割分担意識は、結婚や子育てに関する希望の実現を阻害するとともに、個人や家族、地域が抱える生き方に関わる課題は少子化の大きな要因でもあり、そのことが人口減少へとつながっているものと考えられることから、すべての人が家庭や子育てに夢を持ち、また、子育ての喜びと働く喜びを同時に得られる社会を創るために、解決すべき緊急の課題であると言えます。

また、共働き家庭の割合が増加している中で、男性の家庭における育児の役割は大きくなっていると言えます。家庭でのゆとりある子育てを実現するためには、母親だけでなく父親や家族全体での育児支援が不可欠であり、そのためには固定的な男女の役割分担意識を改善するとともに、従来の働き方を見直し、男女を問わず多様な働き方や、生き方を可能とする仕事と生活の調和の必要性が高まっています。

これらのことから、事業主に対して子育て家庭に配慮した職場環境の整備を促進するとともに、男性も育児休業を取得しやすい環境を整備したり、労働時間の短縮等、仕事と子育ての両立がしやすい就労環境が実現するよう国や県、関係団体との連携を深め、広報や啓発、情報提供を積極的に推進しながら、住民、事業主、地域との合意形成を進めていくことが求められています。

(a) 育児休業制度の概要

項 目	内 容
休 業 の 定 義	労働者が、その1歳に満たない子を養育するためにする休業
対 象 労 働 者	男女労働者（日々雇用及び期間雇用者、その他労使協定で対象にならない場合があります）
休業することができる期間、回数	・原則として子が1歳に達するまでの連続した期間 ・子1人につき1回

(2) 保育サービスの充実

女性の高学歴化や就業構造の変化、社会経済状況の変化等の理由から女性の社会進出が進み、夫婦共働きが一般的となっています。アンケート調査結果をみても、母親で何らかの就労をしている人の割合は就学前児童で40.1%、小学校児童では58.4%となっており、子育てと仕事を両立させている母親の占める割合は高くなっています。また、現在就労していない母親でも就労意向が「ある」と回答した人の割合は就学前児童で85.4%、小学校児童では78.8%となっており、現在子育てに専念している保護者であっても、就労したいと考えている母親の割合は非常に高いと言えます。

保護者が仕事と子育てを両立するためには、安心して子どもを預けることのできる保育サービスの充実が不可欠であり、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方・生き方の選択ができる社会を実現していくためには、利用者の視点に立ったより柔軟な保育サービスの提供が求められています。

また、専業主婦など普段は保護者が家にいて子どもの面倒をみており、保育サービスを利用する必要がない家庭でも、保護者の急な用事や病気、妊娠や出産、育児疲れなどから一時的な保育サービスを利用する必要があり、共働き世帯でなくても、多様な保育需要に対応した環境づくりが重要です。

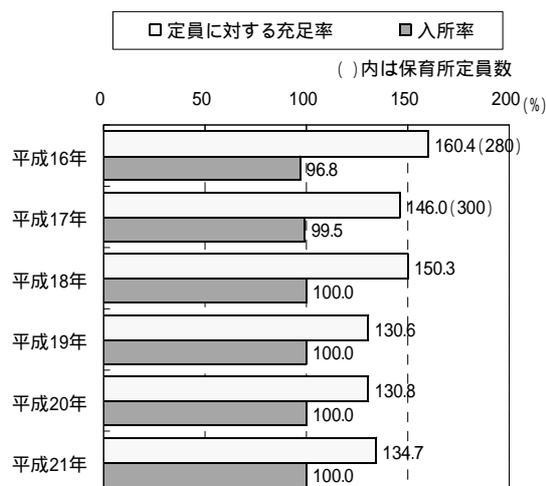
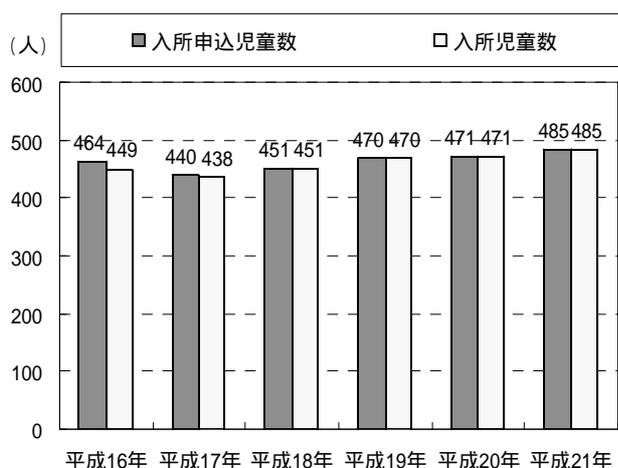
本町では緩やかな人口の増加が続いているものの、出生児童数はおおむね横ばい傾向が続いていましたが、保育所に対するニーズが著しく増加していたことから慢性的に待機児童が生じていました。そのため、待機児童の解消と保育ニーズに柔軟に対応するため、平成18年に公立保育所を新たに1か所整備し、認可保育所は公立2か所、私立2か所となっています。待機児童の解消が急務となっていました。前期計画期間中である平成18年以降から待機児童はすべて解消され、保育所の利用を希望する人については全員が利用できる環境を整えています。

保育所入所児童数

(各年4月1日現在)

		平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
0歳児	入所申込児童数	21人	12人	17人	15人	17人	24人
	入所児童数	21人	11人	17人	15人	17人	24人
	入所率	100.0%	91.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1歳児	入所申込児童数	55人	59人	50人	60人	57人	76人
	入所児童数	50人	58人	50人	60人	57人	76人
	入所率	90.9%	98.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
2歳児	入所申込児童数	94人	67人	77人	73人	76人	82人
	入所児童数	87人	67人	77人	73人	76人	82人
	入所率	92.6%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
3歳児	入所申込児童数	107人	105人	96人	107人	104人	100人
	入所児童数	105人	105人	96人	107人	104人	100人
	入所率	98.1%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
4歳児	入所申込児童数	102人	102人	105人	108人	110人	95人
	入所児童数	101人	102人	105人	108人	110人	95人
	入所率	99.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
5歳児	入所申込児童数	85人	95人	106人	107人	107人	108人
	入所児童数	85人	95人	106人	107人	107人	108人
	入所率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
合計	入所申込児童数	464人	440人	451人	470人	471人	485人
	入所児童数	449人	438人	451人	470人	471人	485人
	入所率	96.8%	99.5%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料：太子町社会福祉課



多様な保護者ニーズに対応するため、すべての保育所で乳児や障害のある子どもの保育、延長保育、一時預かり保育なども実施しています。

また、アンケート調査結果やヒアリング調査結果では、現在の保育所開所時間よりも時間の延長を希望する人がみられることから、保育ニーズに対応できるようサービスの拡充に努める必要があります。

そのほか、保育所における地域活動として、老人との交流や異年齢交流などを行っており、保育所職員の研修体制の充実や地域の関係機関との積極的な連携・協力などを盛り込んだアクションプログラムをとりまとめるなど、保育士の専門性の向上や質の高い保育サービスの提供に努めていくことが求められています。

(a) 認可保育所の状況

保育所名	区分	開設年月日	定員	平日保育時間 (延長保育時間)	特別保育実施状況
斑鳩保育所	公立	S25.8.1	120人	8:00～16:00 (7:30～18:00)	一時預かり保育
石海保育園	公立	H18.9.1	60人		一時預かり保育
二葉保育園	私立	S23.7.1	90人		一時預かり保育
安養保育園	私立	S30.4.1	90人		一時預かり保育

資料：太子町社会福祉課

(b) 保育所の特別保育の実施状況

(単位：箇所、人)(各年4月1日現在)

	平成16年		平成17年		平成18年		平成19年		平成20年		平成21年	
	箇所数	児童数										
一時的保育事業	3	36	3	53	3	40	3	26	3	20	4	28

資料：太子町社会福祉課

(c) 保育所の地域活動実施状況

(単位：箇所)(各年4月1日現在)

		平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
地域活動	老人交流	3	3	3	4	4
	異年齢交流	1	3	3	4	4

資料：太子町社会福祉課

(3) 放課後児童対策の充実

授業終了後の家庭において保育を受けられない小学校1年生から3年生までの児童に対して、適切な遊びや生活の場を与えて健全育成を行う「学童保育」を町内の小学校すべてにおいて実施しています。

利用児童数も平成16年以降大幅に伸びており、平成20年には318人まで増加しています。また、小学校1～3年生に占める利用者の割合も平成20年には23.9%となり、およそ4人に1人の割合で学童保育を利用していることがわかります。

アンケート調査結果では、小学校児童の保護者で「学童保育」を「利用している」と回答した人は8.2%となっており、また、現在利用していない人のうち、今後「利用したい」と回答した人が9.1%になるなど、今後の利用希望が高いことがわかります。

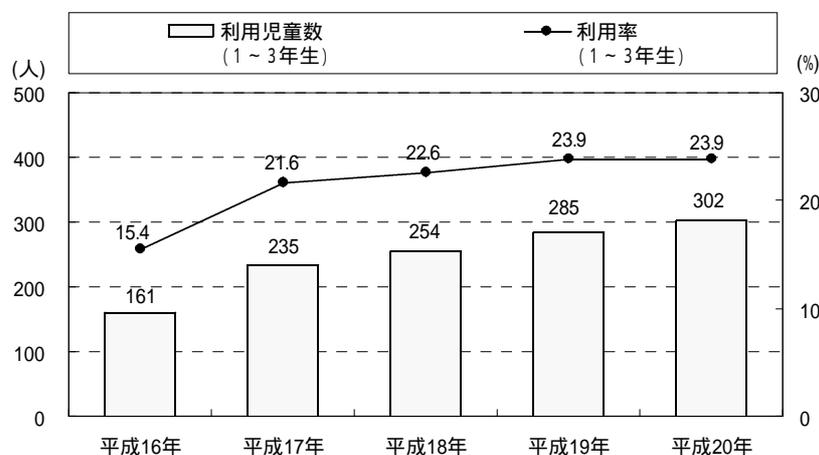
今後は保護者からのニーズに対応しながら対象とする学年を拡大するなど、より充実した事業として推進していく必要があります。

(a) 放課後児童健全育成(学童保育)事業の実施状況

(単位：箇所、人)(各年4月1日現在)

	施設数	指導員数	利用児童数	1施設あたり 児童数	利用児童数 (1～3年生)	利用率 (1～3年生)
平成16年	4	10	161	40.3	161	15.4%
平成17年	5	11	235	47.0	235	21.6%
平成18年	5	11	254	50.8	254	22.6%
平成19年	5	11	285	57.0	285	23.9%
平成20年	6	11	318	53.0	302	23.9%

資料：太子町教育委員会社会教育課



(4) 在宅児の子育て支援

就労している保護者だけでなく、家庭で子どもをみている保護者にとっても、必要なときに一時的に子どもを預けることのできる場は必要不可欠です。

アンケート調査の結果をみても、この1年間で、私用や冠婚葬祭、就労のため子どもを家族以外の誰かに一時的に預けたことが「ある」と回答した人の割合は、就学前児童の保護者で40.0%、小学校児童の保護者で28.0%となっており、特に就学前児童の保護者に一時的に子どもを預けた経験が多いことがわかります。

このようなサービスとしては、パート就労等のために家庭での保育が断続的に困難となる児童を保育所で預かる「一時的保育事業」や、保護者の病気や出産などで、家庭での保育が一時的に困難となる児童を保育所で預かる「緊急保育事業」があります。

本町においては、すべての認可保育所でこのサービスを行っており、引き続き、サービスの周知とその充実を図る必要があると言えます。

(a) 一時保育事業等の概要

名 称	対 象	期 間
一時的保育事業	パート就労や職業訓練校への通学のため家庭での保育が断続的に困難となる児童	週4日程度
緊急保育事業	保護者の病気や出産、家族の看護や冠婚葬祭など、家庭での保育が一時的に困難となる児童	1日単位 最長6日間

(5) 男女共同参画意識の啓発

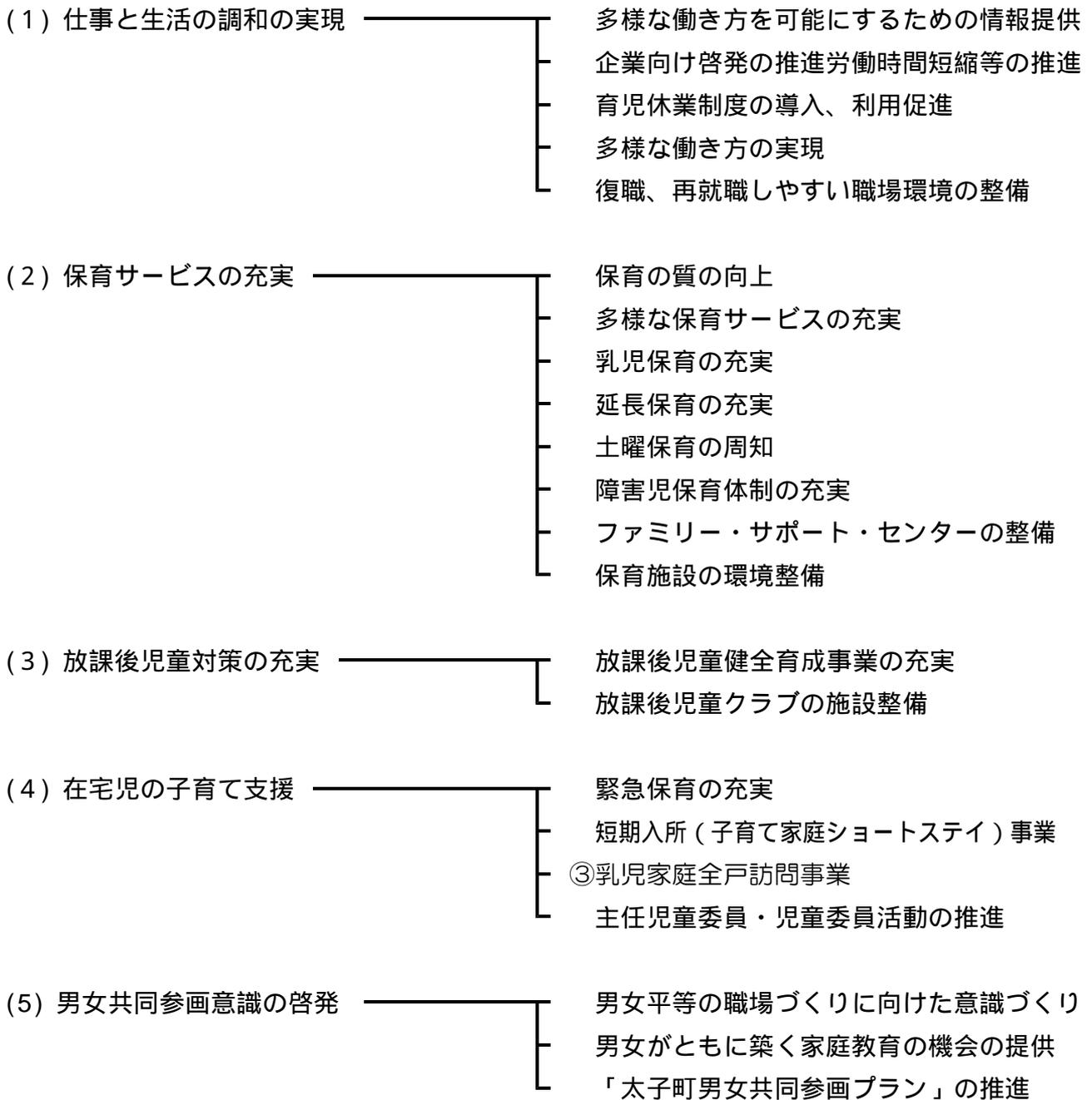
「子育ては母親の仕事」といった固定的な性別役割分担意識を改め、父親や家族全体が子育てに参加することは、母親の育児負担の軽減だけでなく、子どもの健全な発達にとっても望ましいことと言えます。

本町でも「太子町男女共同参画プラン」を策定しており、憲法が定める基本的人権の尊重と、法のもとの平等に基づき、新しい男女のあり方をみつけることによって、あらゆる面で男女が自立し、共に責任を分かち合う対等なパートナーシップが確立でき、共に豊かな充実した生活を送ることができる男女共同参画社会の実現をめざすことを基本理念としています。

プランでは優先すべき取り組みとして「１．性別役割分担意識に基づく制度や慣行の見直しと男女平等の意識形成」、「２．男女の平等な職場づくりに向けた啓発と促進」、「３．男女共同参画社会を支える子育て支援、介護支援への理解の浸透」、「４．男女共同参画の推進のための拠点の設置への検討」の４つの項目を掲げています。

また、性別役割分担の解消に視点をおいて、男女がともに参画するシステムづくりと、男性が女性を対等なパートナーとしてみる意識づくりを進め、男女がともにいきいきと働ける職場づくりを進めるため、「男女平等な職場づくりに向けた啓発と促進」、「農業や自営業等に従事する女性の労働環境の支援」、「多様な生き方に対する情報提供と支援の充実」を主な施策として取り組んでいます。

【施策の体系】



【これからの取り組み】

(1) 仕事と生活の調和の実現

多様な働き方を可能にするための情報提供

起業・創業や在宅ワークの新しい働き方の情報や転職、再就職を希望する女性に対し就業に関する情報を提供するとともに、仕事と生活との調和や次世代育成支援対策に取り組む企業などの事例や情報の提供に努めます。

企業向け啓発の推進

事業主が、仕事を持ちながら育児をする親の負担や少子化問題に対して理解を深め、子育てにやさしい職場環境を整備するよう県・商工会等と連携して、次世代法などの関係法制度や一般事業主行動計画に関する啓発に努めます。

育児休業制度の導入、利用促進

事業主に対し、育児休業制度の導入と活用を促すため、育児休業取得者が出た場合に支払われる中小企業子育て支援助成金の啓発に努めるなど、育児休業制度の導入や利用促進に努めます。

多様な働き方の実現

育児時間の確保のために、勤務時間短縮、有給休暇の取得促進等について、事業主に対して啓発に努めます。

復職、再就職しやすい職場環境の整備

事業主に対して育児休業取得後の職場への復帰や退職後の再就職がスムーズにできるよう、国の「両立支援レベルアップ助成金」等の啓発に努め、積極的な活用を促します。

(2) 保育サービスの充実

保育の質の向上

子どもたちの視点に立った質の高い保育となるよう、保育内容の充実や保育士等の研修により資質を高めるとともに、地域の関連機関との連携・協力、保育サービスの評価のあり方などを盛り込んだ保育所アクションプログラムの策定に努めます。

多様な保育サービスの充実

保護者の多様なニーズに対応するため、延長保育や夜間保育、一時預かり、休日保育などの実施を進め、多様な保育サービスの充実を図ります。

また、自治体の認定を受けた保育士等が居宅で行う小規模の保育である家庭的保育についても、地域のニーズ等を勘案しながら実施を検討します。

乳児保育の充実

各保育所で行っている乳児保育について、引き続き実施します。

延長保育の充実

各保育所で行っている早朝・延長保育について引き続き実施するとともに、終了時間の延長を早期に実施します。

土曜保育の周知

勤務形態の多様化による保育ニーズに対応できるよう、現在実施している土曜日の保育について実施を継続するとともに、周知に努めます。

障害児保育体制の充実

障害児保育を行う保育園の保育を充実させ、一人ひとりの障害の特性を理解した保育が行えるよう、保育士の研修会等への参加を呼びかけ、資質の向上に努めることで障害児保育の質の向上を図ります。

ファミリー・サポート・センターの整備

ファミリー・サポートセンターの実施に向けた環境整備を進めるとともに、地域ニーズの把握を進めます。

保育施設の環境整備

安全で快適な保育環境を保障するため、施設の改修や整備に努めます。

(3) 放課後児童対策の充実

放課後児童健全育成事業の充実

放課後児童の健全育成を図るため、現在の学童保育利用者の動向をみながら、定員の拡大や、全学年を対象とした実施を検討します。

また、学童保育における障害のある子どもへの、適切な保育や育成を図るための体制の充実に努めます。

放課後児童クラブの施設整備

安全で快適な学童保育の環境を保障するための、施設の整備に努めます。

(4) 在宅児の子育て支援

緊急保育の充実

家庭での保育が一時的に困難になる児童を保育所で預かる緊急保育事業について、周知に努めるとともに、受け入れ体制の充実に図ります。

短期入所（子育て家庭ショートステイ）事業

児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童を児童福祉施設で一定期間養育・保護する、短期入所（子育て家庭ショートステイ事業）について、その周知に努めます。

乳児家庭全戸訪問事業

子育ての孤立化を防ぐため、乳児のいる家庭を訪問し、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供や養育支援を必要とする家庭を把握する乳児家庭全戸訪問の実施を検討します。

主任児童委員・児童委員活動の推進

主任児童委員・児童委員による地域ぐるみの子育て支援など活動の充実をより一層推進します。

(5) 男女共同参画意識の啓発

男女平等の職場づくりに向けた意識づくり

職場における女性の職域の固定化や結婚・出産退職などの慣行の見直しを図るため、啓発に努め、男女平等の職場づくりに向けた意識づくりを促進します。

男女がともに築く家庭教育の機会の提供

男女が共同で家庭責任を果たせるよう、特に男性に向けての子育て、家事、介護などの講座を開催します。また、男性が参加しやすいよう、内容や開催日時に配慮します。

「太子町男女共同参画プラン」の推進

男女があらゆる分野で共同で参画し創りあげる社会の実現に向けた取り組みを進めるため、プランの着実な進行管理を行うとともに、女性団体をはじめとする様々な機関、組織、団体、グループなどと積極的に連携し、協力しながら男女共同参画に向けた施策を推進します。

第3節 健やかな子どもを育てる保健・医療体制の充実

【現状と課題】

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保され、子育てにおける肉体的・精神的負担によって不安を感じないよう、親への的確な助言や健診体制の充実、緊急時の医療体制の整備を進めることが重要です。特に核家族化の進行や地域コミュニティ意識の希薄化により、育児のための知識や技術が親から子へ、または地域住民同士の間で伝えられにくい状況がみられます。このため若い親は、相談相手もないまま子育てに取り組まねばならず、育児不安やストレスに悩む例が増えています。

これらの解消を目指し、本町では保健福祉会館を中心に、様々な母子保健事業を実施しています。

妊産婦保健指導として妊産婦、新生児家庭に対して保健師による訪問指導を行っています。また、妊娠、出産、育児に関する正しい知識・技術の習得や交流の場として、「ママスクール」を毎月開催するとともに、父親の積極的な育児参加を進めていくため、父親も参加する「パパ・ママスクール」を年に3回開催しています。これは妊婦同士や先輩ママとの交流による情報交換の場とともに、沐浴実習や赤ちゃんだっこ体験等により、出産・育児の不安解消に役立っており、平成20年度では「ママスクール」53人、「パパ・ママスクール」に47組が参加しています。

健康診査は、乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査をそれぞれ毎月1回、保健福祉会館において実施しています。広報紙や個人通知による受診勧奨に努めるとともに、未受診者に対するフォロー体制の充実を進めたことにより、前期計画期間中にすべての健康診査の受診率が9割を超える高い割合となっています。

今後も参加者の満足度を高めるため、健診待ち時間の短縮や、遊びスペース、おもちゃの設置等を進めたり、スタッフの資質の向上を進めていくことが重要です。さらに、健診で何らかの問題が見つかった場合には医療機関への受診を勧めるとともに、発達や発育に悩みのある保護者とその子どもを対象に、「なかよし教室（育児助言相談）」を実施し、不安の解消と発育発達に関する助言を行っています。

そのほか、乳児の保護者を対象に栄養士の指導による「離乳食教室」を毎月1回開催したり、乳幼児に対する麻疹、風疹等の予防接種を実施しています。

これらの保健事業は、広報紙により全戸に配布することで周知を図るとともに、必要な場合には個人通知を行うことで、対象者全員の参加・利用や受診を目指しています。

さらに、十代の性感染症罹患率の高まりが指摘されていることから、これらの問題に対する対応が求められるとともに、思春期は子どもから大人になる転換期であることから、体や心の健康の問題を子どもたちが抱え込んでしまわないよう、思春期の保健についても取り組みが必要となっています。

(a) 母親教室（ママスクール）の実施状況

（平成20年度実績）

内容	コース1（妊娠中）				コース2（出産から育児）			
	・歯垢染色&ブラッシング指導 ・妊娠中の体の変化と生活上の注意 ・妊婦体操 ・妊娠中の食生活					・母乳栄養 ・お産の経過と入院の時期 ・呼吸法 ・先輩ママ&赤ちゃんとの交流 ・赤ちゃんの体の特徴と沐浴の実習		
参加者数 （人）	初産婦	経産婦	父親	計	初産婦	経産婦	父親	計
	38	15	0	53	28	15	0	43

資料：太子町保健福祉会館

(b) 両親学級（パパ・ママスクール）の実施状況

（平成20年度実績）

内容	・妊娠・出産の経過&父親支援 ・妊娠シミュレーターで妊婦体験（実技） ・沐浴実習 ・呼吸法 ・先輩ママ&赤ちゃんとの交流会	
参加者数	平成16年度 42組 平成17年度 45組 平成18年度 60組 平成19年度 48組 平成20年度 47組	

資料：太子町保健福祉会館

(c) 離乳食教室の実施状況

（平成20年度実績）

	総数	斑鳩地区	石海地区	太田地区	龍田地区	第1子	第1子以外
参加者数(人)	95	16	41	32	6	73	22

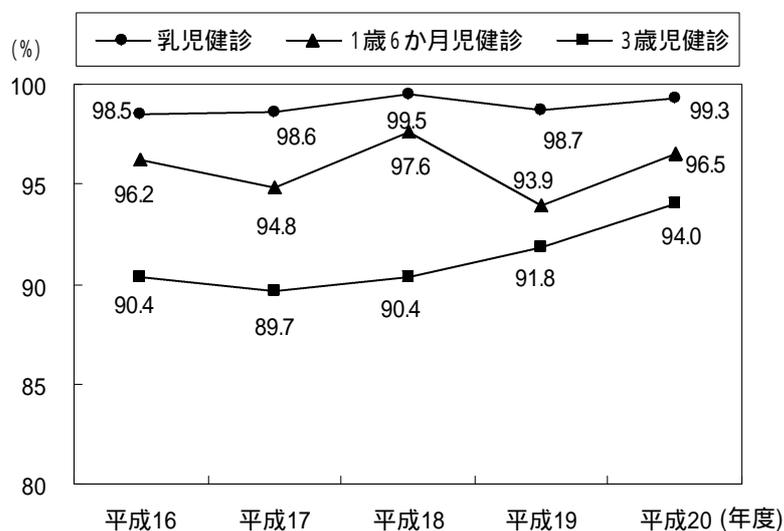
資料：太子町保健福祉会館

(d) 乳幼児健康診査受診率の推移

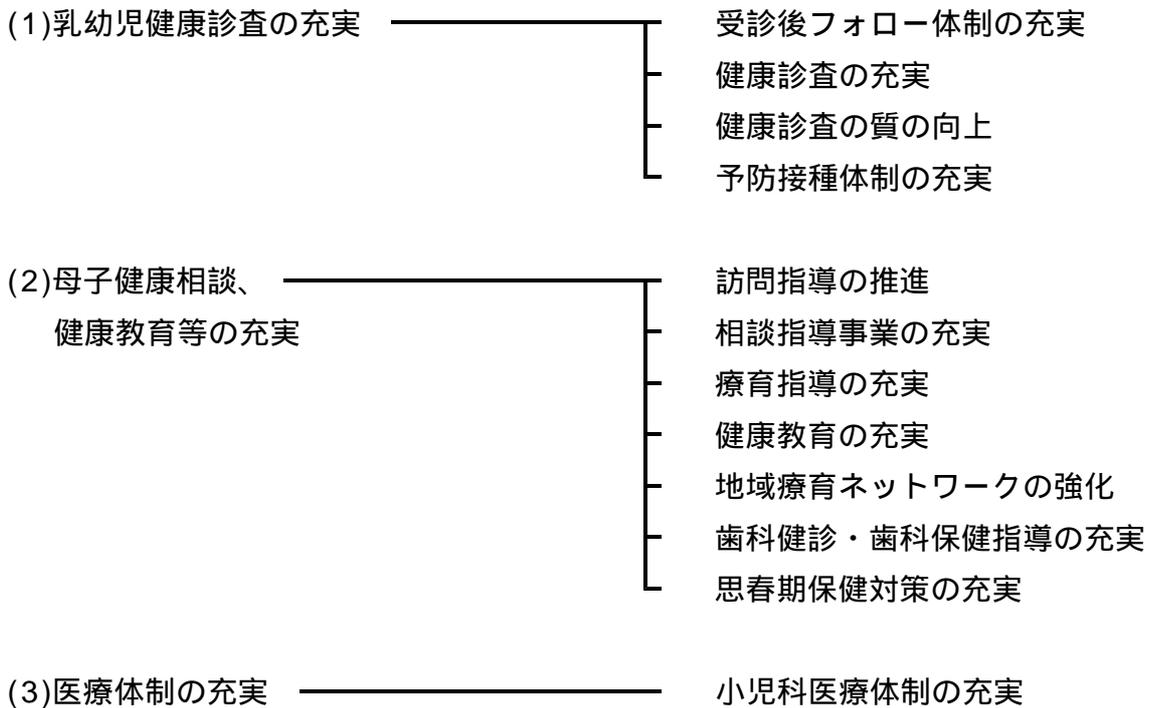
(単位：人、%)

年度	乳児健診			1歳6か月児健診			3歳児健診		
	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率
平成16年度	390	384	98.5	371	357	96.2	436	394	90.4
平成17年度	361	356	98.6	385	365	94.8	435	390	89.7
平成18年度	374	372	99.5	370	361	97.6	364	329	90.4
平成19年度	387	382	98.7	379	356	93.9	403	370	91.8
平成20年度	428	425	99.3	375	362	96.5	368	346	94.0

資料：太子町保健福祉会館



【施策の体系】



【これからの取り組み】

(1) 乳幼児健康診査の充実

受診後フォロー体制の充実

健診で指導や助言の必要がある子どもに対しては、事後指導の徹底に努めるとともに、医療機関、健康福祉事務所、こどもセンター等と連携を深め、円滑な治療・療育への移行を目指します。

また、発達面でフォローの必要な子どもを持つ保護者の悩みや不安を和らげるとともに、その子どもに対する総合的な支援体制を検討するため実施しているケース検討会について、関係機関との連携を深め、一人ひとりにきめ細かな対応が図れるように努めます。

健康診査の充実

乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査については、現在実施している個人通知や保健事業カレンダー、広報紙等による受診啓発を引き続き実施し、健診を利用しやすい環境整備を進めます。

また、健診未受診者には、再通知や予防接種時に受診勧奨を行うとともに、未受診者については訪問を行うなどして、対象者全員の状況を把握を継続します。

健康診査の質の向上

スタッフへの研修の充実により健診精度の向上に努めます。また、待ち時間におもちゃや遊びスペースで、仲間づくりができ、母子が気持ちよく受診できるような体制の整備・充実を図ります。

予防接種体制の充実

現在、保健福社会館等で行っている乳幼児の予防接種について、健診と同時に実施できる機会を設け、対象者が利用しやすい環境を整備します。また、利用者のニーズに対応できるよう集団接種から個別接種への移行を医師会と検討します。

(2) 母子健康相談、健康教育等の充実

訪問指導の推進

育児不安の解消と健全な発達を促すために、妊産婦、新生児・乳幼児に対して保健師による訪問指導を継続するとともに、虐待防止を念頭におきつつ、指導の必要な母子の状態の把握ときめ細かなフォローに努めます。

相談指導事業の充実

出産・育児に関する正しい知識の普及や相談を行う相談指導事業について、母親の精神的、心理的な問題に対するきめ細かな相談指導が実施できるよう、個別指導を充実させる体制を整え、専門職の質の向上とマンパワーの確保に努めます。また、相談等の機会を捉え、児童虐待防止や、誤飲、転落・転倒、やけどといった子どもの事故防止のための啓発についても進めていきます。

療育指導の充実

障害のある子どもや発達に不安のある子どもに対する、相談、指導、訓練を充実することにより、子どもの健やかな発達を支援するとともに、発達に不安のある子どもを持つ保護者同士の交流を促進することにより、保護者の不安感の解消を図ります。また、在宅で障害のある子どもを持つ保護者を支援していくため、引き続き相談、交流、学習の場を提供していきます。

健康教育の充実

保護者が正しい育児の知識、技術を身に付け、また、保護者同士の情報交換、交流の場となるようママスクール(母親教室)やパパ・ママスクール(両親学級)、離乳食教室等の内容の充実を図っていきます。さらに、望ましい食習慣が身に付くよう、子どもの成長にあわせて参加できる幼児食教室の開催を検討します。

地域療育ネットワークの強化

乳幼児の育成に関わるこどもセンター(児童相談所)、療育機関、医療機関等の連携の強化に努めます。

歯科健診・歯科保健指導の充実

1歳6か月児健診から3歳児健診までの間に虫歯の本数が増える傾向が見られることから、2歳6か月児を対象とした歯科教室を引き続き実施するとともに、1歳6か月児健診、3歳児健診時等の歯科健診及び歯科保健指導の重要性について啓発し参加を促します。

思春期保健対策の充実

性や性感染症に関する正しい知識の普及を図るため、情報の提供や相談体制の充実を図ります。また、心に不安を持つ中高生が臨床心理士等へ気軽に相談できるよう、スクールカウンセリングの実施に努めるとともに、ひきこもり児童や不登校児童に対する相談・支援の充実を進めます。

(3) 医療体制の充実

小児科医療体制の充実

身近な場所でかかりつけ医を持つよう啓発するとともに、子どもが病気にかかったとき、いつでも安心して医療サービスを受けることができるよう、近隣市町及び医療機関等との関係を深め、診療時間等の情報収集・提供に努めます。

第4節 子どもたちがのびのびと育つ環境づくりの推進

【現状と課題】

(1) 生活環境の整備

子育て中の家族が小さな子どもとともに安心して外出し、社会参加をするためには、公共施設等に託児室やおむつ替えスペースが設置してあることや、ベビーカーでも移動しやすいスロープや歩道の整備など、ひとにやさしいまちづくりが必要です。また、ゆとりある子育てのためには良好な居住空間、住宅環境の整備も大切です。

さらに、子どもに関係する犯罪が増加しており、通学路の安全対策や防犯対策等、安全な生活環境の整備が求められています。

本町では子育て中の家族に気軽に施設を利用してもらうために、町内の公共施設についてはおむつ替えスペースの設置を進めるとともに、妊婦やベビーカーなどでも利用しやすくするため、バリアフリー化をすすめています。さらに、妊産婦、子ども連れを含めたすべての人が安心して外出し、社会参加できるまちづくりをめざして、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）に基づき、町の公共施設や病院等を相互に連絡する道路について、重点的に移動等の円滑化を図っていくことが求められています。

防犯対策としては、幼児や児童を犯罪から守るため、地域での見守りネットワークとして緊急時の避難場所の確保や、犯罪の未然防止に取り組んでいます。引き続き老人会やPTA等との連携のもと、小学校児童の登下校時の見守りをはじめ、事故の危険性が高い場所の通学路の把握や、道路の拡幅、可能な限り歩道と車道を分離するなど、安全・安心な歩行空間の創出を推進していくことが重要です。

さらに交通安全や防犯対策については町や警察、学校、地域が一体となって取り組んでいますが、子どもたちの安全を確保していくためには、地域住民の一人ひとりが自分たちの住むまちを安全にしていくという意識を持ち、実践していくことが大切であると言えます。

(2) 健全な遊び環境の整備

子どもにとっての健全な遊びは、健やかな成長と豊かな人間形成のためには欠くことのできないものであり、そのためには、身近な場所に豊かな遊び環境が確保されていることが必要です。

少子化による同世代の友達の減少や、あるいはパソコンやテレビゲーム等の家庭内でのひとり遊びが増え、屋外で仲間と一緒に遊ぶことや地域社会と関わる機会の減少が指摘されています。このような遊びの変化は、子どもたちの健全な成長を阻害し、共感性や協調性などの獲得を阻むのではないかと危惧されています。

子どもたちが屋外でのびのびと遊ぶためには、安心して遊ぶことのできる公園などのハード面の整備・充実とともに、地域で子どもたちが集まり、様々な遊びを学んだり交流するためのソフト面での仕掛け作りなどが必要です。

本町においては、子どもたちがのびのびと遊べる場として、また、町民がスポーツやレクリエーションに親しむことのできる場として、総合スポーツ公園を整備しています。野球やサッカー等ができる総合グラウンドやテニスコート、総合体育館、遊歩道などがあり、年齢を問わず誰もが気軽に楽しめるよう、利用しやすい環境づくりや効率的な運営に努め、施設の利用促進と利用者の満足度を高めていくことが求められています。

また、児童館や子どもたちの遊び場、町民の憩いの場として、各地域に公園を整備しているほか、自治会等が地域で子どもたちの遊び場を整備する場合に、町が土地や施設器具の購入費を補助しています。

しかし、ヒアリング調査などでは広場や公園など、子どもを安心して外で遊ばせる場所が町内に少ないといった意見が多く聞かれたことから、町民にとって児童館や公園などが身近な存在であるとは言い難い現状がみられました。

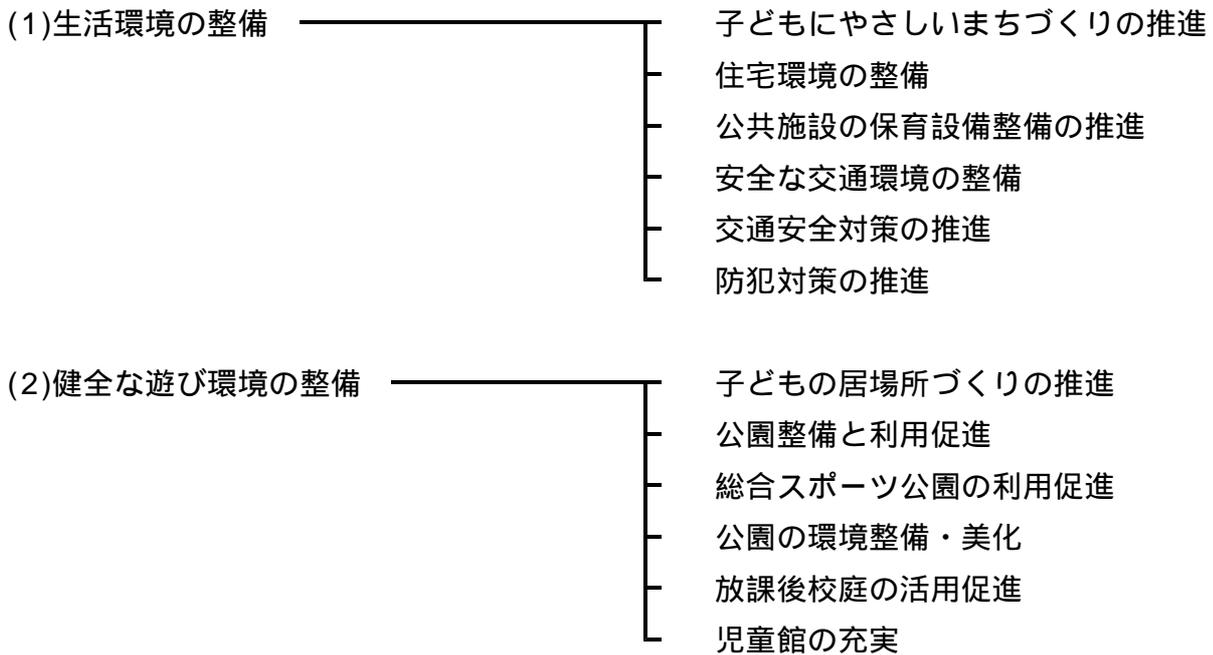
今後も引き続き、すべての子どもが放課後や週末などに安心して遊びや学習、様々な体験活動ができるよう、子ども達の居場所づくりを進めることが重要となっています。また、地域の人材や組織を活かした地域の教育環境の再生を図ることも重要な取り組みとなっており、子どもたちが学校の枠を超えた交流の広がりや、多様な経験、人間関係の広がり、異世代との交流などが期待できることから、今後も健全な遊び環境の整備を進めていくことが求められています。

児童館の状況

児童館名称	利用時間	所在地区	休館日	15年度延べ利用者数
太子町立児童館	10:00～17:00	斑鳩地区	月曜日 年末年始 祝日の翌日	24,823人

資料：太子町社会福祉課

【施策の体系】



【これからの取り組み】

(1) 生活環境の整備

子どもにやさしいまちづくりの推進

バリアフリー新法や兵庫県福祉のまちづくり条例の整備基準に適合するよう、町の関係施設の整備や改善を進めるとともに、妊産婦や子ども連れでも安心して外出できるよう、幅の広い歩道の整備や段差の解消等、安全で快適な歩行空間の確保に努めます。また、福祉のまちづくりに関心が高まるよう町民への啓発に努めます。

住宅環境の整備

ゆとりある子育て環境を実現するため、子育てを安心して家庭で行える優良な賃貸住宅や住宅情報の提供に努めます。また、既存の資源を活用しながら、子育て家庭が利用しやすい賃貸住宅が供給されるよう啓発広報を充実させます。

公共施設の保育設備整備の推進

公共施設においては、おむつ替えのスペースや授乳コーナー等の設置を進めるとともに、ベビーカーの利用等に配慮したものとなるよう施設・設備の整備を進めます。

安全な交通環境の整備

親子連れや子どもが道路を安全に通行できるよう、信号機やカーブミラー、横断歩道等の整備を推進するとともに、通学路の安全確保に努めます。

交通安全対策の推進

学校園における交通安全教室の開催等、児童の交通安全教育を推進します。さらにドライバーの交通マナー向上のための啓発・指導に努めるとともに、小さな子どもを車に乗せる際のチャイルドシートの着用が徹底されるよう、啓発を行います。

防犯対策の推進

近年増加している児童に対する犯罪を防ぐために、地域住民や関係機関との協働のもと、児童に対する見守りや防犯に関する知識の普及・啓発を行い、町全体として防犯体制をつくれるまちづくりを進めます。また、自治会が中心となって防犯活動を行う「まちづくり防犯グループ」の育成を進めます。

(2) 健全な遊び環境の整備

子どもの居場所づくりの推進

地域の子どもたちが学校等の枠を超えた同世代との交流や、多様な経験、地域の人々や異世代とのふれあいを実現できるよう、子どもの居場所づくり事業を充実させ、子どもたちが育つための環境を整備していきます。

公園整備と利用促進

地域における幼児や児童の身近な遊び場、親子連れの交流の場として、誰もが安心して利用できる公園となるよう施設の整備に努めるとともに、町内の公園や遊び場などをとりまとめたパンフレット等の作成・配布を検討します。

総合スポーツ公園の利用促進

子どもたちがスポーツやレクリエーションを楽しんだり、憩いの場として利用できるよう総合スポーツ公園の環境整備に努めるとともに、子どもたちが遊びや運動などを通じて、自立心や仲間意識を養えるよう、利用の促進を図ります。

公園の環境整備・美化

子どもたちや町民が、安心して快適に利用できる公園環境を整えるため、遊具の点検や清掃、障害物の除去、公園の美化・環境整備を地域の協力のもと推進していきます。

放課後校庭の活用促進

現在開放している小学校の放課後の校庭について、子どもたちの活動の場となるよう利用を促します。また、小学校の校庭のほか、図書館や公民館等の施設についても気軽にのびのびと安心して遊べるよう、子どもたちが利用しやすい環境づくりに努めます。

児童館の充実

児童館は地域における子どもの健全育成を支える重要な施設であることから、子どもの意見や視点が十分に尊重されたプログラム内容とするとともに、町民ニーズに応じた施設整備や改修を進めます。

第5節 たくましい「たいしっ子」を育てる教育の充実と次代の親の育成

【現状と課題】

(1) 就学前教育の充実

本町には幼稚園が4園あり、平成20年5月1日現在で540人が就園しています。平成18年度からは教育環境の改善や効率的な幼稚園経営、児童数の適正化、教育内容の充実を図るため、太田西幼稚園と太田東幼稚園を太田幼稚園へ統合し、石海北幼稚園と石海南幼稚園を石海幼稚園へ統合しています。図幼稚園入園児数は平成16年以降増加を続けており、定員に対する入園児数の割合である定員充足率は平成21年で79.1%となっています。

開園時間は午後2時までですが、保護者の保育ニーズに対応するため、すべての幼稚園で「預かり保育」を実施しており、前期計画期間中の平成17年度からは、保護者のニーズに対応するため、終了時間を1時間延長し、午後6時までとしています。さらに長期休業中も午前8時半から午後6時まで実施するなど、多様な保育需要に対応するため量的な拡大を図っています。

また、少子化や核家族化等により在宅で子育てをしている保護者の不安感や負担感を和らげ、安心して子育てができるよう、第1と第4木曜日に子育て相談を実施しています。さらに、子ども同士や親同士の交流の機会ともなることから、月曜日から金曜日までの保育終了後、幼稚園の園庭を開放するとともに、ふれあいの場として、月1回の未就園児事業や人形劇、コンサートも開催しています。

さらに、障害があっても住み慣れた地域の幼稚園を利用できるよう、障害種別の多様化や質的な複雑化に対応できる体制を充実させるとともに、障害のある児童の自立や一貫した支援体制を構築するため、一人ひとりに応じた多様な教育的ニーズの把握に努め、関係機関と連携を取りながら適切な教育を行うよう努めています。

今後も預かり保育や多様な教育の充実により、地域特性や各園の特色を生かした個性ある幼稚園教育を進めていくとともに、小学校教育との円滑な接続を図っていくことが重要となっています。

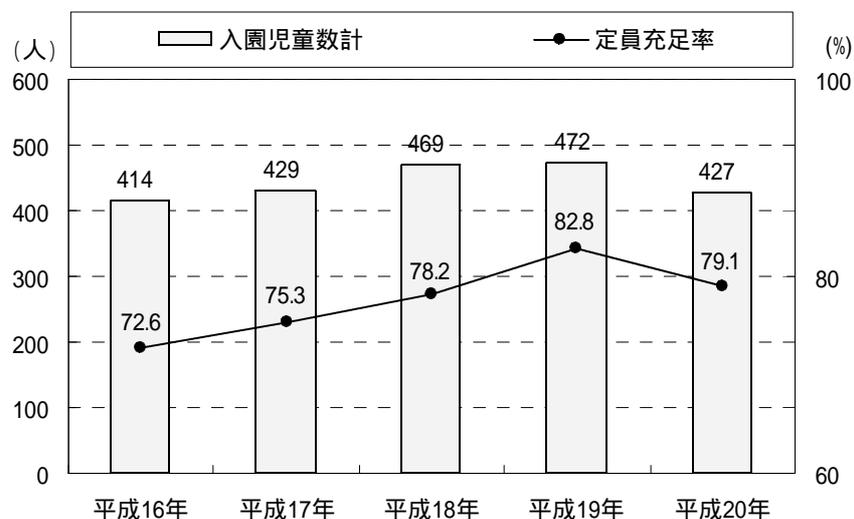
(a) 幼稚園就園状況

(各年5月1日現在)

施設名		平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
龍田幼稚園	定員数	60人	60人	60人	60人	60人
	入園児童数	35人	35人	42人	36人	24人
斑鳩幼稚園	定員数	120人	120人	120人	120人	120人
	入園児童数	87人	97人	96人	99人	95人
太田幼稚園	定員数	-	-	240人	240人	240人
	入園児童数	-	-	190人	219人	205人
太田西幼稚園	定員数	150人	150人	-	-	-
	入園児童数	125人	127人	-	-	-
太田東幼稚園	定員数	60人	60人	-	-	-
	入園児童数	44人	41人	-	-	-
石海幼稚園	定員数	-	-	180人	150人	120人
	入園児童数	-	-	141人	118人	103人
石海北幼稚園	定員数	120人	120人	-	-	-
	入園児童数	96人	98人	-	-	-
石海南幼稚園	定員数	60人	60人	-	-	-
	入園児童数	27人	31人	-	-	-
定員数計		570人	570人	600人	570人	540人
入園児童数計		414人	429人	469人	472人	427人
定員充足率		72.6%	75.3%	78.2%	82.8%	79.1%

平成18年度に太田西幼稚園と太田東幼稚園が太田幼稚園へ統合。石海北幼稚園と石海南幼稚園が石海幼稚園へ統合。

資料：太子町社会福祉課、太子町教育委員会管理課



預かり保育実施状況

(単位：箇所、人)

	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	箇所数	児童数								
預かり保育事業 (午後6時まで)	6	3,350	6	3,280	4	4,171	4	5,879	4	4,134

児童数は利用延人数

資料：太子町教育委員会管理課

(2) 生涯学習社会の構築

子どもたちが自主性や社会性、自立心などを身につけるためには様々な体験活動や異年齢児童、異世代、異文化とのふれあい交流などが重要であると言えます。

本町ではALT (Assistant Language Teacher) 講師と子どもたちとの交流の機会を設け、子どもたちの国際交流活動を推進するとともに、地域の伝統文化や身近な自然を活用し、地域の教育力を活性化し、異世代とのふれあいや、様々な生活体験・学習を推進するための事業を進めています。ここでは、大豆の育成過程や加工の過程を知るみそ作り教室や町内の歴史や文化財に親しむために遺跡見学や土器作り、野外活動を推進するためのちびっ子自然体験、高齢者とのふれあい体験としてグラウンドゴルフなどを開催しています。

また、図書館では親子の交流を深め、子どもたちに本に慣れ親しんでもらうとともに、図書館の利用を促進するため、絵本の読み聞かせを行う「絵本の時間」や「おはなし会」を行っています。

スポーツ活動として、町内4小学校区にはそれぞれソフトボールやバレーボール、バドミントン、ゲートボールなどを行う「スポーツクラブ21太子」を組織しており、子どもから高齢者までスポーツを通じて交流や地域づくりを進めています。

今後も、地域のボランティア等の活用を図りながら、従来からの子ども会活動の充実と同様に、これらの機会、場の充実に努める必要があります。また、少子社会に育った子どもたちにとって、きょうだいも少なく、近隣の小さな子どもを世話した経験も少ないため、以前と比較して育児に通じる体験が希薄になっていることから、次の世代の親となる子どもへ将来に親になるための体験や学習環境を整備し、子育ての喜びや楽しさを知ってもらう取り組みが重要となっています。

(a) 地域活動の状況

(単位：団体、人)(各年4月1日現在)

		平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
子ども会	団体数	64	64	63	63	63	63
	会員数	3,651	3,425	3,428	3,349	3,361	3,379
ボーイスカウト	団体数	1	1	1	1	1	1
	会員数	71	65	60	57	58	55

資料：太子町教育委員会社会教育課

(3) 特色・活力のある学校教育の推進

学校でのいじめや不登校、ひきこもり、少年犯罪の増加など、安心して学ぶことができない児童・生徒への適切な対応が求められています。

こうしたことから、子どもの人権を尊重し、個性や創造性を育むとともに、児童・生徒が学習内容を確実に身に付け、自ら考える力や学ぶ意欲など、心豊かにたくましく生きる力を育成する教育が求められています。

町内すべての小・中学校の総合学習の時間を活用し、社会人講師やボランティアによる「いきいき学校」を開催しています。社会人講師による講座では英会話や茶道、そろばんなどを行い、ボランティアによる講座ではピアノ指導やマリンバ演奏、手話や点字などを教えています。

また、子どもたちが野外活動やレクリエーション等様々な体験を通して、リーダーシップを身に付けられるよう、小学校4年生から6年生を対象に、ジュニアリーダー養成講座を開催しています。ここではキャンプやレクリエーション等の活動を通じて、子どもたちの生きた知識や豊かな心が醸成できるよう努めています。

さらに、子どもたちが学校、家庭、地域社会の連携のもと、様々な体験を通じ、自分なりの生き方をみつけるよう、小学校5年生対象の「自然学校」及び中学校2年生対象の「トライやる・ウィーク」を実施しています。

今後も子どもたちがゆとりある教育環境の中で、豊かな人間性、生きる力を育むことができるよう、家庭や地域と連携した取り組みを進めることが求められています。

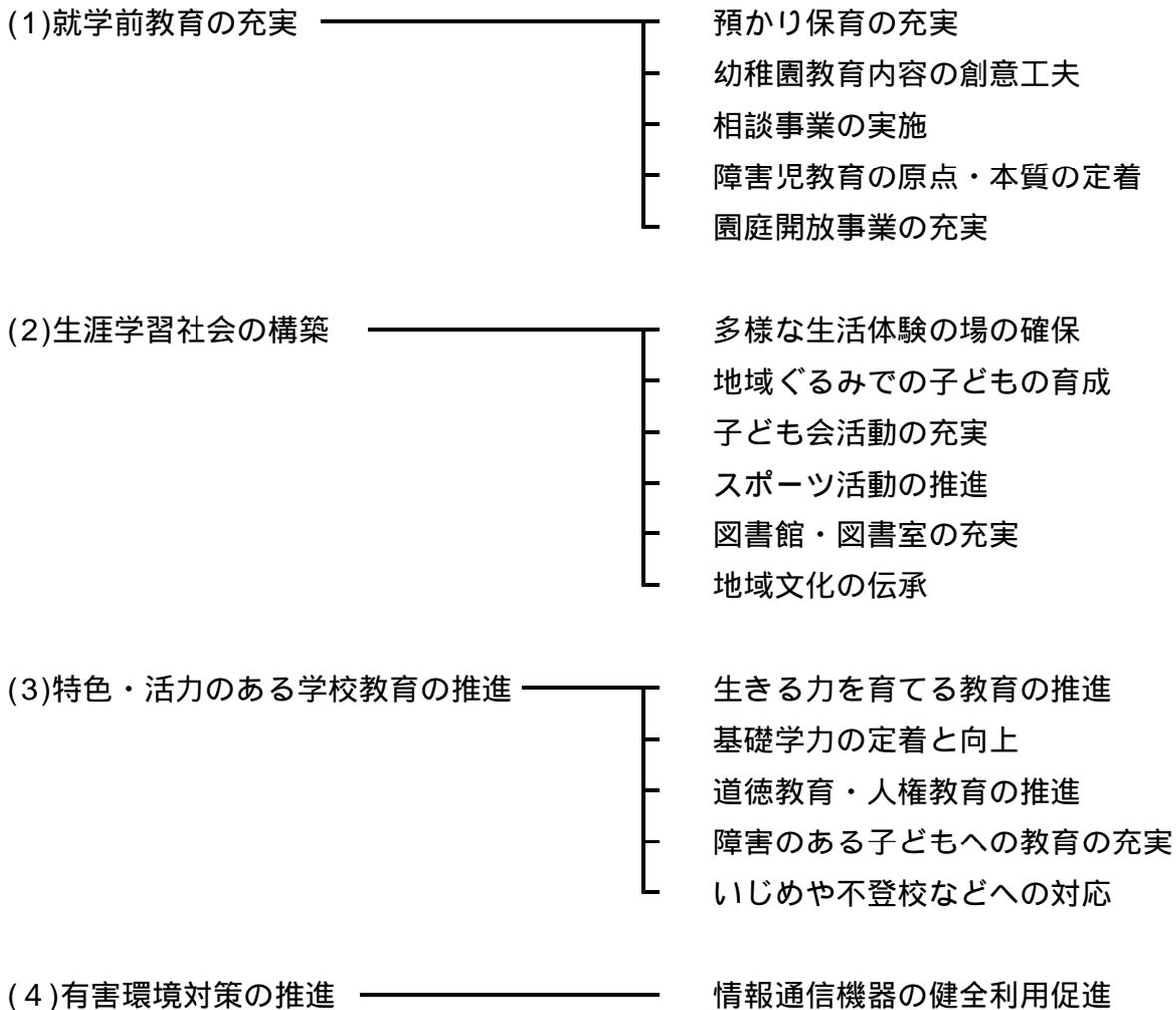
(4) 有害環境対策の推進

テレビやインターネット等、様々なメディアから流される性や暴力に関する有害な情報から、子どもたちを守ることも重要となっています。

特にインターネットや携帯電話の普及により、興味本位でいわゆる「出会い系サイト」などにアクセスし、事件や犯罪等に巻き込まれるケースやインターネット上でのいじめなど子どもに対する悪影響も発生しています。

各種メディアへの過度の依存を防止し、子ども達が有害な情報等に巻き込まれないよう、親をはじめとする大人の新たな責任として、情報モラル教育を進め、危険性を十分認識させることが求められています。

【施策の体系】



【これからの取り組み】

(1) 就学前教育の充実

預かり保育の充実

子どもたちの個性や成長に応じた健やかな育成が図れるよう、幼稚園での預かり保育を充実させます。

幼稚園教育内容の創意工夫

研修の内容、研修の方法を創意工夫していきます。園外研修や内部研修の時間と量、質の充実を図り、教員の資質、指導力の向上により一層努めます。また、地域性や各園の特色を生かした個性のある幼稚園教育としていくとともに、保育所との連携をより深め、それぞれの機能を生かした就学前教育の充実を図っていきます。

読書教育においては読み聞かせや紙芝居を、情操教育においては花づくり等々を実施し「こころ豊かな」子どもの育成に努めます。

相談事業の実施

子育てを支援していくうえで、保護者を対象とした教育相談を親も一緒に成長していくという視点にたちながら、相談事業の充実を図ります。

障害児教育の原点・本質の定着

幼稚園における障害児教育の充実推進に努力し、地域の幼稚園において積極的な受け入れ環境整備に努めます。また、本質的な面で住民の共通理解を図っていきます。

園庭開放事業の充実

保護者や子ども同士が野外で仲よく交流し、群れて遊ぶことにより様々な体験ができ、健やかに成長できるような環境を整えていきます。さらに、保護者や地域ボランティア等の協力を得ながら園庭開放事業の充実を図っていきます。

(2) 生涯学習社会の構築

多様な生活体験の場の確保

様々な教育の場において自然体験や社会体験、ボランティア活動といった体験を得る機会を増やすとともに、異年齢の児童や高齢者とのふれあう機会を創出し、異年齢・異世代との交流を促進していきます。また、ALT講師との交流の機会を設け国際理解教育を推進していきます。

さらに、自然との調和をめざす環境教育や福祉教育・防災教育に対する関心を高揚することで、豊かな人間性を培い、健全でたくましく生きる力を育てていきます。

地域ぐるみでの子どもの育成

「子どもの居場所づくり」等の事業を通して、こころ豊かな人づくり、人間関係づくりを学校・家庭・地域がそれぞれ役割を果たしながら、地域をあげて推進していきます。また、相互の連携・協力を深め、地域の教育力を高めながら、地域ぐるみで事業を支援する体制を整え、子どもの健全な育成や安全な生活の確保に努めます。

子ども会活動の充実

活発に活動されている地域からの情報提供を受け、活動の促進を図るとともに、指導者・リーダーの育成に努めます。

スポーツ活動の推進

子どもの体力・運動能力が低下し、子どもたちの体力や心を鍛えることが緊急の課題となっていることから、地域住民のニーズに応じ、誰でもどこでもスポーツやレクリエーション活動ができるよう、「スポーツクラブ21太子」との連携を図りながら、生涯スポーツ社会の実現に向けて愛好者及び底辺の拡大に努力していきます。

さらに、ボランティア等によるスポーツ指導者の確保に努めていきます。

図書館・図書室の充実

図書館や児童館の図書の充実を図るとともに、子育て中の親子が交流できるよう「絵本の時間」や「おはなし会」、講座等の行事を充実します。また、各小学校や幼稚園との連携を深め、ニーズに対応したプログラムの開催に努めることで、児童・生徒の施設利用を促進させていきます。さらに、感想文を町の広報紙に掲載するなど、子どもたちの楽しみが広がるよう、啓発・広報活動を工夫していきます。専任の司書教諭の確保等の課題にも取り組みを進めます。

地域文化の伝承

春祭り・秋祭り等、地域の伝統行事へ学校としての参加や文化財保護活動などを通じて、地域文化の継承、発展に努めます。また、歴史資料館の活動内容を活発化し、子どもたちや町民に分かりやすいものとなるよう創意工夫に努めます。

(3) 特色・活力のある学校教育の推進

地域に信頼される学校づくりの推進

学校評議員制度を活用し、保護者や地域の方々との連携を深め、地域に根ざした学校づくりを進めるとともに、自己評価の実施や情報公開を充実させ、指導が不適切な教員に対する人事管理を適正に行うなど、地域に信頼される学校づくりに努めます。

生きる力を育てる教育の推進

オープンスクール（学校公開）や地域社会への公開参観日等を実施するとともに、地域社会との協働のもと、知育偏重にならないよう、学力・体力・気力・自主自立の精神の充実した子どもの育成に努めます。また、他人への思いやりの心、耐える力、我慢する力、たくましさなどを持った人間性豊かな子どもの育成に努めます。

基礎学力の定着と向上

授業内容の創意工夫・時間の確保に努めながら、計画的に「授業研究」を行なっていきます。また、校内外の研修を充実させ、教職員の資質の向上を図っていきます。

新学習システムの加配教員の意義を浸透させ、ショートタイム学習及びテスト・点検活動・評価方法・指導体制等を確立するとともに、家庭との連携のもと、家庭学習の習慣化を進め、基礎学力を定着させていきます。

道徳教育・人権教育の推進

子どもの心に響く道徳教育、自己実現と共生をめざす人権教育を推進していきます。道徳教育においては、基本的な心構えや行動の仕方について、体験的で実践的な活動を通じた学びの機会を充実させるとともに、人間尊重の精神や生命を大切にする心をはぐくみ、子どもたちが自分の力で人生や社会を切り開けるよう、実践的な力を培います。また、人権教育においては、「共に生きる社会」の構築を図り、課題の解決に向け総合的に推進するための体制の整備・充実に努めます。

障害のある子どもへの教育の充実

障害のある子ども一人ひとりに応じ、能力や可能性を最大限に伸ばせる教育が受けられるよう、教育内容の充実と環境の整備に努めます。

また、社会の一員として主体的に生活を営むことができる力の育成に努めるとともに、啓発活動や地域の人々との交流活動を積極的に推進することで、障害のある子どもへの教育を充実させます。

いじめや不登校などへの対応

専門的な相談員（スクールカウンセラー）を配置し、指導・助言・情報交換等による情報の共有化を進め、家庭、学校、地域との連携のもと、いじめの根絶及び不登校児童への支援を充実し、子どもたちが将来、社会生活に対応できる力をつけることができるよう取り組みを進めていきます。

(4) 有害環境対策の推進

情報通信機器の健全利用促進

情報通信機器やインターネットの健全な利用について、親子や家庭で理解を深めてもらうとともに、有害情報やいじめから子どもたちを守るため、子どもの携帯電話やインターネットの利用実態を把握し、家庭でのフィルタリングソフトの導入等を促していきます。